

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人： 肥後国天草郡御領村石本家について

秀村， 選三

<https://doi.org/10.15017/4362428>

出版情報：経済學研究. 22 (1), pp.65-136, 1956-06-20. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

——肥後国天草郡御領村石本家について——

秀 村 選 三

目 次

- 一、はしがき
- 二、手 代
 - (1) 手代の構成と分担
 - (2) 手代の出自
 - (3) 手代の勤め方
 - (4) 給 付
 - (5) 『出 入』
 - (6) 勤め方の規制
 - (7) 長崎店の手代
- 三、世話人＝小作管理人
 - (1) 地主経営における世話人＝小作管理人
 - (2) 世話人の勤め方の実態
 - (3) 世話人の出自と世話料
 - (4) 納屋支配人・納屋定詰
- 四、あとがき

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

六五

一、はし が き

さきに私達は天草島御領村において享保頃より農村商人（商人・銀主・地主）として目覚ましい発展を遂げたところの石本家¹⁾松坂屋について、夫々の分担を定め研究を進めたのであるが、殊に文化・文政年代あたりに視点をとおよそ一致させつゝ同家の経営形態についても些か考察を試みたのであつた。

同家の経営の内容は多方面にわたり、即ち天草島全島及び島原藩領内にもわたる地主経営（田畑・山林・塩浜の経営及び新田開発も含めて）や製蠟業・酒造業を営み、諸商品の問屋や天草島全域及び他国への銀貸（大名貸も含めて）として活動し、或は廻漕業者²⁾船持商人として九州各地・瀬戸内・大坂との取引をなし、長崎（瀬高・八代・島原等にも）には「出店」を置いて諸藩の国産物を取扱い、長崎貿易³⁾唐紅毛荷物入札商売にタッチしていたのであつた。²⁾云わば農村商人として諸種の部門を密接に結合せしめ、殊に単なる商品取引・高利貸付等の流通過程のみならず、「地主的」な生産への積極性を見出すことを注意しなければならぬ。即ち近世各地の都市に發展せる町方商人——前期的商業高利貸資本³⁾寄生地主の性格と共に現象的には微弱とは云えもう一つの基盤には豪農的な手作・商品生産を踏まえているという特徴をもつてゐるのである。その多面的・未分化的性格は辺境地帯の商人⁴⁾銀主⁵⁾地主としての家業の展開であり、家計と企業が未だ明確に分離されず、広い意味で「家」の構造を持ち続けたと考えられるのである。³⁾

されば諸種の生産・取引・貸付・小作料取得には広汎な管理組織と労働組織とを要し、多数の者を家内部に従属・雇傭

せしめたのであつた。かかる事情は石本家に限らず、辺境地帯の村方商人には屢々見出すところであり、例えば九州では豊前行事の玉江家(鉛屋)・筑後田主丸の林田家(手津屋)・肥前小浜の本多家(岡崎屋・参河屋)等を挙げることが出来るが、最近筆者が訪れたところの出雲大社町の大年寄、藤間家(藤間屋)もそうした商人の一つであつた。⁴⁾ こうした辺境地帯村方商人の生産と流通への関わり方を解明するのは封建社会末期における辺境地帯の商業の性格と限界を知るに最も良い道であると思われる。殊に経営内部の人的諸関係はその経営の性格を端的に示してくれるであろう。さきに石本家の雇傭関係については極めて大雑把にその概要を素描するにとどめたが、⁵⁾ 小稿ではもう少しその考察を続けてみたいと思う。さきの私達の研究に於て大体文化・文政年代に視点をあわせたのに照応し、ここでもさしあたり右の年代における同家の手代と小作管理人^{II}「世話人」について窺つてみようと思う。史料は老大な石本家の史料のわりに、きわめて乏しいと云つてよく、不明の点が少くない。併しこの年代より以前乃至以後はなおさらに史料の欠除に悩まされるであろう。

私の計画としては、前稿において素描した雇傭関係〔手代・世話人・下人・下女・日雇・名子(及び夫役)加勢提供者)・船方等〕を夫々個別的に考察し、その後全体として石本家の雇傭関係・労働組織の性格を見きわめてみたいと思うのであるが、小稿は個別的考察の第一にあたるものである。

註 (1) 九州大学九州文化史研究所紀要第三・四合併号「天草郡御領村石本家の研究」。

(2) 特に右のうち藤本隆士・篠藤光行・大村妻子及び秀村の各論稿を参照。

(3) 拙稿、石本家の経営形態に関する一考察(同右)。

二、手代

石本家の性格が先づ第一に、すぐれて「商人的」〔銀主₁₁利貸資本としての性格も含めて〕であり、諸種の商業取引・商品生産・金融及び長崎における諸國々産物取扱や唐紅毛荷物入札商売をなしているのであるが、更に地主経営₁₁小作料取立さえも「商売」として商業意識を以て行われ、少くとも土地自体が土豪的地主の土地意識と頗る異り、小作料（₁₁作得）收取の手段としてのみ意識せられ、或は土地や小作料が直ちに貨幣に換算され、小作料未取分が貸付として取扱われる地主経営であるから、石本家の経営全体としては一つの商家経営とも云えるわけで、商家使用人たる手代を従属せしめていたのは当然であろう。

註

(1) 篠藤光行、村方商人の性格と製蠟業（前掲紀要）一六七頁。もつとも他の史料では小作料（作得）收取・貸銀取立を除き、諸種の商品生産・取引・廻船をさして「商売」とも云っているが（たとえば、所持之田畑貸銀御仕法以来之差引分御役所江差出御覽相濟御下り方ニ相成候扣）、むしろ文言の表現よりも全体の機構自体から地主経営もきわめて「商業的」と云える。

(2) 各年の作得帳参照。

〔1〕 手代の構成と分担

一般に商家奉公人として丁稚・手代・番頭・支配人の階層が挙げられているが、石本家の場合はかゝる明確な分化・整備はなされず、すべてを含めて「手代」或は「下代」と称されている〔後述するように云わば支配人にあたる「元々」があつ

た。「手代中」という文言も見える。従つて小稿でも広い意味に用いることとする。むしろ彼等が屢々史料には「定居」
 定雇（下男・下女）の中に含められさえしているのであつて、かゝる点にも村方商人としての土臭さを感じざるを得ない。
 さて文化十四年（一八一七）正月の「勤方心得向」を見ると、大体文化後年代における手代の構成や分担、乃至勤めの内
 容が窺えるであろう。左に掲出してみることにする。

『勤方心得向』

一、長崎用向取斗方	太兵衛
助ヶ義助	
一、地方作得取立	
地方取立	元
台所取利	×
一、金銀銭受	
生銀銭受	元
綿商	×
一、船商	
船商	元
一、晒造	
晒造	見配
一、取立	
取立	長治
一、筆記	
筆記	益治
但受持之人他行故隙之砌者帳合宇三郎助合候事	熊四郎請
一、店小使	
店小使	栄吉

一、台所小使

庇松

一、人別受持右之通ニ者、差極置候得共、他行・病氣之節者、受持之用向元ノ江申繼置、差支無之様互ニ助合相勤候事、

一、日々夫遣之儀者、前夜店ニ而申談、元ノ筋ノ之もの江申聞、翌日者手割間違無之様可致事

一、日々人数割前夜取調子、台所賄方手当申聞置、不時來客之節者、其時々店々差図いたし、賄方不速無之様可致事(束力)

一、荷物水揚・蔵出入之義、熊四郎・元ノ兩人ノ相勤候様、若混雜之義有之候節者、宇三郎・長蔵助合可申事

附り、酒屋之義者、時々行届兼可申故、吉左衛門蔵取締リ致候事、

右之外委敷義者、節々帳面ニ仕訳置候間、大意右之趣厚申談、何れも相勵、不弁之義有之候ハ、評義之上、尙又改替可申事

文化十四年丑正月十日

右の史料によれば各自が夫々勤方の分担をなしたことが明らかであり、各人は夫々関係帳簿を整備し、殊に元々は各分担部門における夫遣い人数の配備・調整、荷物水揚・蔵出入の管理に配慮せることが窺えるであろう。もつとも右史料のうち熊四郎は手代ではなく、石本勝之丞・平八郎の弟であつて一族の者として造酒・製蠟を引受けたものであろう。また酒屋蔵取締の吉左衛門は下男頭であつた。²⁾ 前稿で窺つた石本家の経営内容に比べて手代の数は余りに少数にすぎないように思われるが、このほかに定勤ならざる所謂「出入^{ダイリ}」があるわけで、これについては後に述べることにする。

ところで文政二年(一一八九)には石本家の経営内部に関して新しく「仕法」を立て、相当大きな変容が加えられたようであるが、その際に「召仕人」多数の者を整理したらしく、家内人数の縮減・整理として左の如く計画されていたのが窺える。即ち、家内惣人数(家族を含めて)七十五人を三十人に縮減する予定である。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

七二

一、家内惣人数七拾壹人之割合

外 四人

割合が相増居

メ七拾五人

(中略)

此内

下代 八人 在所江為引取、暮方之手当を付ケ入用之節召仕候積リ

同 三人 長崎共暇遣切リ

綾方拾五人 右 同 断

下男 三人 右 同 断

下女 式人 右 同 断

定居水主五人 右 同 断

メ三拾六人一減

拾人 船手之者引分ケ船頭江渡切リ

残 而 三拾人ニ減詰

〔内拾四人は上通り之者〓石本家族〕

(以下略)

3) 『

即ち此の時に「召仕人」多数の者に「暇又は断之義」を出したのであつて、下代(手代)丈でも長崎店をあわせ十一人の者、このほか綾方・下男・下女・水主(船方)を解雇し、また船方拾人を「船頭え渡切り」とし全面的に船頭に委ねてし

まつたのであつた。これから見ても此の年代まで石本家には相当数の手代がいたと思われるわけで、次に引用するところは少くとも文政二年度石本家の経営に変化が加えられる直前の手代乃至掛勤めの「出入」(後述)各人の事情と今後の計画(石本家の意向)を或程度窺うことが出来よう。

『 此節取締ニ付左之心得 ⁴⁾

一、勝 左 衛 門 是迄之通此上本家江立会

一、太 兵 衛 当時不用ニ相成長崎并御掛屋手限候節助勤心得を以隠居扶持差遣候事

一、莊 九 郎 殿 右同断今一簾勤之功有之候上借用方片付遣可申事

一、利 兵 衛 右同断立行兼候ハ、出銀者差止メ是迄仕入いたし置候内を以仕法付遣候事

一、莊 左 衛 門 是迄之通仕送り差止メ少々手当遣候事

一、誠 五 郎 此者手当之銀子当冬引渡以來茂是迄之通定勤いたし手当之給料差遣候事

一、長 藏 此者出精之様ハ不相見候得共年功之ものニ付暮方出来候様手当いたし遣本家助勤

一、卯 三 郎 此者筆記而已ニ者候得共年来素直ニ勤方いたし申候ニ付立行候仕法を付ケ遣し助勤

一、益 治 郎 此者勤之年数者無之候得共取締宜候ニ付少々手当いたし遣し長崎・求麻江勤候事

一、虎 治 郎 此者勝利を得候商売者無之候得共数年格別ニ勤方いたし候ニ付此度手当銭引渡候事

一、善 助 此者右同断尤以來者此者江船手之方引渡候事

一、喜 十 郎 此者江長崎引受為取出精之模様を以給料外手当之儀者相極遣候事

一、喜 兵 衛 此者阿部(長崎郡)引付之ものニ付給料相渡暇遣切り模様に寄八代表取斗ニ加ル事

一、繁 治 此者暇遣切り

一、栄 吉 此者右同断

一、長 五 郎 此者先暇遣し暮方手当出来候上入用之時、召使候事

一、順 治 此者家内不残下田納屋江為引越西筋地方貸鈔引受為取斗候事

一、佐 伊 治 是迄之通掛勤為致近国運送之品上乘為致事

一、田畑塩浜世話人 是迄之通世話料遣候事

一、立木小松見ケメ人 是迄ノ格別念入候様申談下タ木支配為致候事

但山植付賃鈔是迄之通考度考買八百五拾匁一ケ年三貫七百目遣候事

一、綾 方 拾 人 七月十日限り給銭引合者勿論素直之ものニハ少、手当いたし暇遣候事

一、手 伝 五 人

一、下 男 四 人 十二月暇遣候事

一、下 女 式 人 右 同 断

一、水 主 五 人 七月十日限暇遣切り候事

一、同 拾 壹 人 善助江引渡候事

右に書上げられた者のうち世話人以下は当面の問題ではないが、それより前の人名は手代乃至それに近い者と思われる。此等のうちには前掲の文化十四年度の手代のほか多数の者が居たわけで、納屋詰の者や船の上乗りは別としても、扶持・手当を給せられ、掛勤め・臨時の形で勤めていた所謂「出入」が多数居たと見なければならぬ。

ところで右の文政二年の経営内容の変改はさきに史料を引用しつゝ述べた所であるが、先代勝之丞（実質的な家長）⁵⁾ 佐伊津新宅を中心として本家（御領村）・御領新宅・長崎出店及び納屋等が各部門を引受け、夫々が分立しつゝも有機的に結合して一個の経営体をなしていることを窺つた。これを手代勤方の分担に限つて表示すれば次のようになる。

〔第1表〕

本店・納屋	分	手代その他	備考
(富岡詰) 本家 勝三郎 (後見) 平八郎	御年貢銀御用 小作料取立 (御領村等二十三ヶ村) 天草郡中貸銭取立 造酒仕込 順徳丸・中小飛船	御領式人相詰 太九郎衛殿 父子 定詰 誠五郎 助勤者長蔵 定式認もの 卯三郎 支配人相極め	取斗向相任す (ヘカライマカ)
佐伊津新宅 (勝之丞)	長崎球摩 島原其外他国 綿売敷 新大徳丸 小飛船	卯三郎手伝 長右衛門手伝 蔵引受	定詰 長蔵 宇三郎

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

御領新宅 (熊四郎)	小作料取立 (広瀬村等九ヶ村その他) 榎実絞り方	(熊四郎引受)	
長崎出店	長崎用向	喜治十郎引受	
下田納屋	小作料取立 (下田納屋付新古田等八ヶ村)	納屋支配 順治引受	兩人にて不行届の砌は庄九郎殿頼に入る。或は家内手透の者が助勤
大楠新田方		勝左衛門殿引受 利喜蔵	

こうした経営形態とそれに応じた手代の分担はその後如何なる時期まで存続したか不明であるが、更に文政十一年(二八二八)には新仕法を出し諸種の規制・整備をなしたのであり、次に引用する史料文政十一年「手覚」に依つても手代の分担手割は窺えるであろう。

『(前略)——「藤本隆士・前掲紀要論文、一四七・八頁に引用。照小稿一一〇頁第9表参照」』

一、……(略)……仕法取極、当年々暮方格別省略之積り相決、依之、手割左之通

勝手向相兼

惣元

誠五郎

但、物成帳面之儀者、先規之通元々手元江引受、勝手向之儀者、勘定方引受ニ者候得共、猶又元々方に而も取調子、成丈失費

筋相減候様、指操専一之事

勝手向引受

勘定方

霧太郎

但粮米・味噌・醤油・遣酒等ニ至迄一切同人指操いたし、時々指支無之様取斗勿論、勝手方錢請払帳・粮米帳・台所帳之儀者、同人引受記帳いたし、猶時々損益相糺、先規通月々勘定仕揚可指出事

賄方

寅松

但、味噌・粮米等迄、同人一手ニ而出入いたし、一切下女共江仕込ニ不致引受切之事

同助

長五郎

但、寅松不行届節ハ賄方ニ茂手加勢いたし、且家具出入之儀ハ長五郎引受之事

一、物成帳 老冊

元メ所持

一、物成手扣老冊

勘定方所持

但、家内入用并音信向・道具仕継・家蔵修理・右体全家内暮方入用之株々、老ケ月入用何程と申高而已割合書出し、所持罷在、夫ヲ目当にいたし、月々物成増減差分心積指操之事

(中略)

一、勝手向之儀ハ、近來物成多、先規通立行兼候故、此度右之通任法取極候ニ付而ハ、格別出精実意之心得ヲ以世話いたし……云々(略)

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

七七

一、生蠟紋方受持 同人

但、櫛元仕入之節者、秋取立方ニ付、喜久治在宿不致積リニ付、近郷ニ而櫛買入方之儀者、霧太郎受持

(朱書) 櫛入帳
鹽受取帳

一、藏方俵物出入受持

辰之進 益治郎

但、月々勘定決算ヲ遂候様、尤秋取立之節者、同人并喜久治同人共在宿不致積リニ付、勘定仕揚霧太郎江引繼置候事

一、格日交代ニ而引受之外

諸用向

誠五郎 霧太郎 喜久治 益治郎

一、家内之者寢所之事

五疊舖 勘十郎・向江座 下代中・台所 寅五郎・男部屋 下男中・油屋紋 方
辰之進

右之通兼而寢所不定置候而者、急場之節、不掛合儀茂有之、一体不取締ニ付、右折、見廻り取メリ方受持、霧太郎

一、是迄之通、夜中出浮候節者、四ツ時迄ニ者引取候様、以来之儀茂同様ニ付

右取メリ方受持 同人

一、下男勤之者、私用ニ付出浮候節者、誠五郎江申聞參候様、同人他行之折者、霧太郎迄可申出事

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

附り、(略)

一、下男勤之者、給銭内借・前借、其外談筋茂有之節者、誠五郎江申談候様、同人他行之折者、霧太郎迄可申聞事

但、(略)

一、右之通手割いたし有之候得共、其人之病氣又者他行等ニ而、指支候節者、諸用向誠五郎江引繼置可申事

一、引合勘定之儀者、成丈其時々仕出、相違無之節者、承知印形可取置事

右之通相心得、不取締無之様、別而勝手向之儀者一体ニ相奢候故、格別嚴重無之而者難相濟事

(文政十一)
子二月

右の史料を前略せる藤本氏引用の部分(小稿一一〇頁9表)も含めて考察するに、勘十郎・辰之進・寛五は石本家の男子(六代勝之丞の弟)であるが、いづれも若年であるから(系図により算定)、見習の意味で各部門に「指添」えられたと思われる。

誠五郎・霧太郎・喜久治・益治郎・虎松・長五郎は手代であり(理兵衛はさきに見える利兵衛か?)、殊に誠五郎は元々(惣元)であつた。このほか各村の小作料取立に名を連ねているものは藤本氏も指摘されているように世話人であろう(後述)。

とにかく経営の拡大と分化に応じ夫々の分担が定められていて、即ち小作料・貸銀取立における五群(地廻り、南目・東目・中筋通・西目)・勝手向(家政面)・賄方・勘定方・造酒方・米仕立搗屋・銭出入・生蠟絞方・蔵方俵物出入受持等を各手代が一乃至数部門を受持つており(他行・病気の節の引継も考慮)各部門の實際の運営は世話人・定雇・日雇を駆使することに依つてなされたものであろう。されば手代には各々委ねられた各部門の關係帳簿の記帳・整備・引合せ勘定が重要な勤め

であつたし、家内使用人の寢所・夜間他出等の取締に関しては手代の一人によつてなされた。更に「元々」には下男・日雇等の夫遣いの配備・取締及び彼等の給銭の内借・前借に関する配慮・俵物出入の取締等々が重要な責務であつたことが窺われるであらう。

元々は他の史料に依つても「表立候用向之儀」を勤めるのは勿論のこと、公私(表向及家内)の重要な証文や「家内仕法書」には石本家一族と共に連署し、また文政二年に本家勝三郎幼年にして、後見人平八郎病気の節の如きは「平八郎病氣全快迄、本宅取斗向之儀者、誠五郎、江相任せ云々」⁸⁾、『家用誠五郎へ相任せ』と元々誠五郎に委ねられているのであつた。或は「毎歳正月四日を規定といたし、越年之品々、元々相勤候もの相改、正月九日迄ニ卷ケ年中之精勘定可致事」¹⁰⁾と見える如く元々の監督のもとに棚卸↓決算がなされるのであつた。

このほか「格(隔か)日交代」にて諸用向を引受けさせたことが窺えるが、これよりさきに文政八年七月には下代(手代)のうちより二人を「月番」とし隔月交替にて諸事の取締りをなさしめたこともあつた。即ち出入・下代・名子に對して左の如く達している。

『一、家内之義、是迄召使之者、談事等茂口々々以取次申出候者茂有之、又者直ニ參申聞候者茂有之候処、右によらず兎角節と不
相立、一体不締ニ付、以後土蔵修理并俵物出シ入・用方・其外内証向、為取々、霧太郎・菊次兩人江月番ニ而諸事引取世話いた
し候様、申聞候間、左様相心得出精可致事

月番次第左之通

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

八一

当月中 霧太郎 八月中 菊次 九月中 霧太郎 十月中 菊次 十一月中 霧太郎 十二月中 菊次

×右之通次第相立候得共、時々任弁利、操替可申付事

一、前扣之通、仕法相立候ニ付而者、絞方并下男下女相談筋者、何事によらず、右月番之者江可申出事、尤此方江直ニ申聞候而
茂不苦候

即ち土蔵の修理・俵物の出し入れ・囲い方・そのほか内証向(家政面)諸事の取締り・世話をさせたのであり、家内の蠟
絞り方・下男・下女の相談筋(主に給銀差引のことか)も取りはからわせたのであつた。此の月番も家内の管理・整備をは
かつたものであろうが、長く続けられたか否か不明である。少くとも前引文政十一年の史料には触れられていない。或は
「格日交代」の者がこれにかわる者であつたかも知れない。

ともかく以上窺つたところから見ても石本家には元々以下数人の手代が存在し、経営形態の変化・家内仕法の布達に
じて、その分担のあり方は一定ではないにしても、夫々各部門(多くは数部門)を委ねられ石本家の経営のために活動して
いたと思われ、このほか、臨時の「出入」が相当数存在したことも推察されよう。また長崎出店の手代の如きは本家より
派遣する(再び本家に帰す)ものであつたらしい。

註 (1) 文化十四年丑正月、家費積減録。

(2) 文政八年手元諸用控。文化十三年の日雇船方指引帳にも下男の筆頭に録されている。

(3) 所持之田畑貸銀御仕法以来之差引分御役所江差出御覽相済御下ケ方ニ相成ル扣。

(4) 文政二年、内証方増減并積り合。

(5) 前掲拙稿二〇七—二一二頁。

(6) 文政十一年手覚に左の如く見えている。むしろ帳簿の分担を通じ各人の分担を明確に知り得るようになさえ思われる。「手元」は石本家当主を指す、「格日之者」については右引用史料中に見ゆ。

『帳面割』

- | | | |
|----------|-------------|-----------------|
| 一、請払帳 | 一、地廻り作得帳 | 一、南目
中筋通 作得帳 |
| 一、金銀錢出入帳 | 一、同叔集帳 | 一、南目取立帳 |
| 一、惣精勘定帳 | 一、才津広瀬畑上取立帳 | 一、同貸方取立帳 |
| 一、下田作得帳 | 一、地廻り銀貸帳 | 一、蠟帳 |
| 一、同銀貸帳 | 一、勝手方帳 | 一、櫛帳 |
| 一、浜代帳 | 一、台所帳 | 一、櫛買入帳 |
| ×七冊 手元 | 一、粮米帳 | ×六冊 喜久治 |
| 一、物成帳 | 一、叔摺帳 | 一、東目作得帳 |
| 一、日雇帳 | 一、造酒帳 | 一、同取立帳 |
| ×式冊 誠五郎 | 一、酒売帳 | 一、同貸方取立帳 |
| 一、売買帳 | 一、手扣物成帳 | 一、蔵入帳 |
| 一、船勘定帳 | ×拾壹冊 霧太郎 | 一、塩受取帳 |
| 一、証文留 | | ×五冊 益治郎 |
| 一、書通扣 | | |

×店分者其引受之
外用向分者格日之者

(7)(10) 文化十四年、家費積減録。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

(8)(9) 前掲拙稿二〇七・八頁引用史料。

(11) 文政八年酉正月、手元諸用控。

〔2〕 手代の出自

手代は如何なる階層から入家し、雇傭せられたものであろうか。此の点については遺憾乍ら史料を欠き明確な実証はなし得ない。但し前引文化十四年度の手代九人（七〇頁）のうち六人についてのみは同十三年度「日雇船方指引帳」によりきわめて断片的であるが或程度推察し得るように思うのでこれを表示すると第2表のようである。

勿論これ丈のデータでは適確なことは何も云えないが、少くとも此処に表示された限りでは、むしろ石本家の居村たる御領村以外の者が多く、また御領村の場合でさえ、その父柳助とか寅二郎は石本家の「作得帳」に名を連ねる所の小作人であることは明らかであるがその小作地筆数は少く、少くとも石本家に従属度の濃い名子ではないことが充分推定され、事実石本家の名子史料にその名は全く見せない。私達は屢々「手代は名子の子弟より入る」という聞取を得たけれども、必ずしもそうとは云えないのではないかと疑問をもっている。むしろ後年における石本家の経営形態の変貌（云わば商工業面の後退、地主経営の重味の増す過程）において手代と世話人（名子乃至子方より得られる）は漸次混融され、現在は手代と世話人が殆んど同一視されているのではないかと思うのである。¹⁾ 他村の者が誰某「世話」で入家しているのは少くとも名子の子弟の入家の仕方ではあるまい。そのことは後述するように手代が躰奉公の形で入つてくると何ら矛盾するものではない。

一般に天草は劣悪な自然経済を基盤としつゝも一方では相当早くより貨幣経済との接触をしているわけで（しかも零細な

[第 2 表]

手代名	出身	入家年月
誠五郎 (松蔵事)	津留村 (相助・四郎助世話)	年月日 文化2-1-7
儀助 (林太郎事)	富岡, 太兵衛倅	文化8-2-6 富岡宿詰
卯三郎	荒河内村豊兵衛倅 (本蔵世話)	戌-9-16 (文化11)
長蔵	御領村杉山 柳助倅	?
益治郎	亀川村高田彦五郎甥	?
虎松	町・寅二郎倅 (御領村)	丑-1-6* (文化14?)

* 前掲史料と喰違うが一応原史料のまま揭示する。

土地所持を考うれば、殊に交通の便ある港や浦方では小商人の成立を或程度認め得るであろう。²⁾ 石本家の手代も或はかゝる層から入ってきたものであるかも知れない。而して太兵衛(石本家の手代)倅儀助の例から推察できるように、何らか石本家と密接な関係をもつ家より入つた場合も当然あるわけである。

註 (1) 同様なことは名子についても云える。現在では名子は単に小作人としか意識されているにすぎない。併し史料に見ゆる名子は単なる小作人ではなくむしろ他地方の名子に類似の性格をもつ。(一、二の古老がそのことを語つてくれるにすぎない。)

(2) 熊本大学中村正夫氏の御教示によれば(村明細帳の研究による)、大浦・赤崎・上津浦等の村落では太物商・小間物商・船宿等が多く、一般的に商人の出入が多いとのこと。又宮本又次教授の引用される史料でもたとえば、崎津の如きは船宿・諸色小売商人・魚類中

買商人等も多く、また浦間屋・船間屋・船宿ほどの組でも相当数あつたと考えてよいと云われている。(天領天草の商業と問屋、九州文化史研究所紀要第二号)。

【第3表】 文化8年度、手代儀助の勤め方

月	勤め方	【()内の数字は日数を示す。】
II	2月6日入家	富岡宿詰 (24)
閏II		富岡宿詰 (30)
III		富岡宿詰 (29)
IV	富岡宿詰(22) 病 気(1)	富岡行(3) 内(1) 綿 売(2) 銭仕直(1)
V	病 内(14) 気(4) 二江 勤(2) 行(1)	富岡行(3) 芋 植(3) 上津浦行(2)
VI	茂木根行(2) 内(1) 有家行(2) 内(7)	町ノロノ津行(4) 島原行(2) 内(2) 富岡行(3) 須子行(3) ?(1) 内(3)
VII	内(4) 牛深行(9)	?(8) 病 気(3) 富岡宿元え引取(?)
VIII		富岡宿元え引取(?) 成左衛門方ノ富岡行(3) 取立として東目行(1)
K	取立として東目行(12) 内(1) 富岡行(4)	上津浦行(3) 家 内(2) 才津取立(5) 本 戸 行(1) 内(2)
X	内(7) 病気宿元引取(7) 須子行(3)	勤(1) 内(3) 志 柿 行(2) 内(7)
XI	須子行(7) 内(6)	八代行(9) 内(7)
XII	内(6) 長崎行(8)	内(1) 山見分(1) 内(2) 松橋行(12)

【備考】 文化8年日雇船方指引帳による。朔日より順次に日数を示したの
で大体の月日は分る筈である。内とあるのは内勤の意

〔3〕 手代の勤め方
手代は石本家の諸経営に
応じ夫々の勤め方を分担し
たことはさきに窺つた所で
ある。併し乍らその勤め方
の具体的事例は非常に乏し
い。史料は定雇・日雇につ
いては相当詳細な記録を残
しているに拘わらず、手代
に關しては極めて断片的に
とゞまる。第3表にあらわ
す所は文化8年度における
手代儀助について、その一
年間の勤め方を表示したも

のであるが、史料の乏しい中からの単なる一例にとどまる。併し石本家の手代らしい勤めである。

彼は本年度入家せる云わば新参者であつたが、前述の如く手代太兵衛の子であるからこれまでにも或程度業務にタッチしていたのではないかと思われる。ともかく本年度に於て天草島内各地或は島原・八代等他領にさえ行くこと屢々であつたのは石本家の諸取引と地主経営から考うるに当然である。八月・九月の「取立」は小作料取立であらう。

なおきわめて断片的であるが、文化十四年における正月の十三日間についてのみ数人の手代の勤め方が記帳されている。¹⁾年始数日は別として元々誠五郎が帳面方・才津村行など、長蔵が帳面方・下津浦行など、益治郎は木植・帳面方・松

・内植(内勤)・蠟燭掛ケなどであつて、きわめて短期間ながら石本家の手代の勤めをよくあらわしているかに思われる。帳面方や商業・貸付取引先・又は小作地のある各地への出向のほか、山林への木植や蠟屋における蠟燭掛ケなどヨリ生産的な面への勤めなど特徴的であろう。このことは農繁期には手代さえもが農業に従事していることを屢々見出す(前表の芋植なども然り)のであつて、たとえば文化十三年石本家の手作地における收穫時の記録にも長蔵・益二郎の二人の手代が下男・下女・日雇取と共に取入れに従事しているのであつた。²⁾これらが生の労働であつたか、監督的なものであつたか不明だが、ともかく村方商人の手代らしい土の香を感じるであろう。——船方や蠟絞り・酒方の者も農業労働・土地普請・水利普請に出たことは史料に屢々見るところである。

註 (1) 文化十三年日雇船方指引帳。

(2) 一例を文化十三年手作籾収納日記より挙げると、

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

『閏八月朔日

岩升壹合 メタ毛

一、うばら餅

此粗四石五斗三升

但九俵三升

此干揚五石三斗

此薬五百三拾把

下男 吉左衛門

新吉

日雇取 次作

為吉

下女 藤九郎

しを

日雇取 女三人

家内 長藏

益二郎

メ都合 十二人』

(此の兩人は手代である。)

〔4〕 給 付

手代は一年を単位として一定額の貨幣給与を受けている。史料は乏しいが、前掲(七〇頁)文化十四年手代層の構成と対応して同年の手代各人の給料を示す。更に文化十二年の分は下男・下女とも比較出来るので同時に掲出してみよう。

〔文化十四年〕¹⁾

一、錢拾五貫五百目

手代給料

此 訳

〔文化十二年〕²⁾

一、高拾九貫五百五十匁 但仕着一統
先方々之積り

此 訳

五貫目 太兵衛 共
 三貫目 助衛
 式貫五百目 誠五郎
 式貫五百目 卯三郎
 壹貫目 長藏
 八百目 益治
 四百目 栄吉
 三百目 虎松

- 一、五貫目 太兵衛父子手当
- 一、三貫目 利兵衛手当
- 一、壹貫八百目 誠五郎給料
- 外、七百日 荒河内講追而取入候手当
- × 式貫五百目
- 一、式貫五百目 卯三郎
- 一、壹貫目 長藏
- 一、八百目 益次郎
- 一、四百目 栄吉仕着手当
- 一、三百目 虎松同断
- × 拾五貫五百目
- 一、七百日 下男 吉左衛門
- 但賃錢酒屋より差出候事
- 一、六百五拾目 新吉
- 一、六百目 宗七
- 一、四百目 金次郎悴
- 一、六百五十目 三三
- 一、七百五十目 下女 三人
- 外、三百目増
- × 壹貫五十目
- 小以、× 四貫五十匁

〔第 4 表〕

年 度	文化 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
誠 五 郎	目 .300	.400	.500	.600	.700	1貫	1.200	1.200*	1.800	1.800		
長 蔵							.300	.400	.500	.600	** .700	.800

日雇船方指引帳による。

* 文化2～9年は各年「病、務不致此方を一統色所」とあり、色所は仕着のことである。

** 前掲史料と喰違うが一応原史料のまゝ示す。

これを窺うに元々「利兵衛・誠五郎」が必ずしも最高ではなく、太兵衛「父子」が元々並（或はそれ以上）を受けていることは、彼が御領村を離れ富岡に詰め、長崎用向や掛屋の業務など責任ある地位にあつたからであろうか。また右史料中の文言「手当」と「給料」は何らか明白な差違を以て使用されているか否か明かでない。一般的には「仕着一統先方々之積り」とあつて、仕着は給しなかつたように思われるが榮吉・虎松の如く仕着手当のみの者もあり、しかも下男より低額である。恐らく入家の日浅い若年者であつたろう。

右のうち誠五郎・長蔵兩人についてののみは、入家以来の各年の給料が明かであるのでこれを表示すると第4表の如くである。

ところで上の表を見た丈では、入家と共にはじめに給料を定め漸次増額されて行つたかの如く見られるが、事實は必ずしもそうではなく、むしろきわめて曖昧、不明確なものではなかつたかと思われる。誠五郎の場合は入家（文化二年正月）より遙か後年たる文化十年に、上に表示せる各年の給料が定められているのであつて、左の如く見える。

[第 5 表]

(文化) 年 月 日	取 替 額	備 考
2年1月17日～7月23日	211 分 6	—
3年1月20日～5年2月3日	150.	—
5年9月～6年7月21日	201. 5	富岡詰中取替高*
6年7月24日	114. 8	宝徳九大坂行帰津立引合々** 入
7年5月24日	63. 0	日南久にて調物代取替
9年12月29日	35. 0	染代払替候分
計	775. 9	

* 石本家が掛屋になる以前は「富岡宿」にて代官所と種々折衝して何らかの特権を得ていたようである。

** 津立は航海の意、船の上乗りとして大坂往復した際の取替か。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

『一、文化二丑正月七日入家

(文化十年)
一、酉三月廿六日給銭左之通相極々

(文化十年)
丑年日雇帳面々入

一、丑年 但病務不致此方々一統色所^(全巻)

此 賞 三 百 目

(中略——以下文化三年以降文化九年まで第4表表示の通りの給銭の割り方がある)

小以々 五貫九百目

右者^(文化十年)酉三月廿三日順治・誠五郎立会之上相定酉年々者此方々無色所考貫八百目也

(以下略)

』³⁾

右の場合、入家以来毎年病気のため「務不致」のまゝ八年を経過しているのは理解に苦しむが、それは別としてその間毎年「此方々一統色所」とあり仕着を給したことが明らかであり、文化十年よりは仕着無しにて考貫八百目を給するに至っている。しかもこのほか第5表の如く毎年取替を受けそれらは貸付として貸方帳に記載され後に差引を受けるわけである。

右は史料無きため誠五郎一人を例にとらざるを得ないわけで特殊な事例のようにも思われるが、併し必ずしも特殊ではないと思われるのは次の如き例がある。年代を遡るが寛政四年日雇帳の「公役控」の項に見える力蔵は左の如き事情にて石本家に入ったものであつた。公役とは明確に断定出来ないが恐らく年貢請負に関するものであり、彼はその見習として入家せるものであつたらう。史料を引くと、

『力蔵見ならひニ參候極方

堀 定八 粹 力 蔵

同人儀正路ニ在之候者、先余ハ何程指支在之共、引取候儀難相成極、勤之中不正候へ者、金七・甚左衛門殿より申遣暇遣管ニ
(仕着)
極、一兩年よりしき諸も入不申段、先余ガ申来候得共、此儀者此方勘弁在之事ニ候条、挨拶仕々

子三月十一日入家
無 年 季 也

請 人 甚 左 衛 門
金 七

即ち無年季・仕着のみという入家、その上勝手に引取らせざること、また勤の内不正あれば簡単に暇を遣し得る点など注意すべきであろう。恐らくかゝる無年季・仕着のみ(前掲榮吉・虎松参照)の形で見習・躰として入ってくるものが多かつたのではないか。右の誠五郎の場合も仕着を給せられ取替を受けるだけの期間は長い。その後或時期に至つて給料・手当を受けるに至るのではないか。かゝる点に躰奉公の性格を多く見出し得るのではなからうか。

註 (1) 文化十四年家費積減録。

(2) 文化十二年文誌。

(3) 文化十年日雇船方指引帳。

〔5〕 『出
入』

以上は定詰(常勤)の手代に関して窺つてきたのであるが、さきにも触れたように臨時・非常勤の者があつたようである。たとえば文化十四年「定式入用積」には定詰手代六人・臨時老人と見え、或は文政八年には下代(手代)四人・名子五人と区別せられた「出入」(勝左衛門殿・熊吉殿)が居たわけである。¹⁾前引の史料(七三―七六頁)に見ゆる勝左衛門(大楠新田方)・莊九郎(年貢銀御用・大楠新田方)・喜十郎(長崎用向)等の如きであり、彼等は『手隈候節助勤』とか『入用之時々召使』われる者であつたわけである。殊に富岡・長崎等重要な場所(取引としても、また権力との折衝においても)へは彼等が屢々出向していることを見出す。²⁾

かゝる出入の勤め方の一例を莊左衛門にとつて示すと第6表のようである(文化五年より八年まで)。

彼等の社会的身分は低いものではなく、むしろ村の顔役的存在ではなかつたかと思われる。具体的には分らないのであるが、屢々他の者と区別して誰某殿とあり、³⁾苗字さえもつていた者もあり、⁴⁾或は「町先問屋吉郎兵衛忒成左衛門」と見える場合もある——天草において問屋が特権的地位をもつていたことは既に指摘されている所である。⁵⁾

ともかくかゝる出入・臨時の手代を各地に遣わし、取引の交渉・封建権力との折衝をなさしめつゝ石本家の経営は成立し得たのであつた。

[第 6 表]

年 度	月	勤 日 数	計
文化 5	1	勤(1) 島原行(3) 内(14) 町店詰(3) 有家行(2)	53.5
	2	勤(18.5)	
	3	勤(10) 千々石行(2)	
文化 6	6	大矢野行(3)	18
	12	西目行(15)	
文化 7	10	西目行(18)	59
	11	西目行(6) 内(6) 八代行(3) 大須子行(1) 不参*(2) 下内野行(1) 本戸行(1)	
	帳落し	……(20)	
文化 8	4	銭仕直(1)	15
	11	荒河内行(1) 銭調子(6) 本村行(1) 広瀬行(2) 銭拵(4)	

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理入

〔備考〕 文化5～8各年日雇船方指引帳により作成。

()内は日数、 *…不参であるが勤日数の中に計算されているので疑問を抱きつゝも一応原料のままにする。

註

第二十三卷 第一号 九四

(1) 文政八年酉七月廿六日、申聞(文政八年手元諸用控)。
(2) 文化各年代の日雇並船方差引帳。一例を文化五年四月より翌年三月に至る成左衛門の勤め方にとると、

年 月	勤 め 方
文化5年4月	葬式之節大島 鬼池寺方へ礼(半)
8月	富岡行(1) 島原城下行(3)
9月	島原より帰り(1)
11月	富岡行(12)
12月	富岡行(三度)(23)
6年2月	長崎行(6) 富岡行(3)
3月	富岡行(四度)(17)

()内は日数を示す
文化5年日雇船方指引帳による

(3) 例多し。たゞ庄左衛門の場合は石本家の親類「勝左衛門」(例えば文化十四年議状之事の請書に見える)と同一人ではないだろうか。
(4) 例えば、町の礼助は田口礼助とも見ゆ(文化四年日雇

船方指引帳)

(5) 宮本文次、前掲稿八七頁。

〔6〕 勤め方の規制

上述せる如き手代を従属せしめつゝ、石本家の経営が成立つているのであるが、かゝる手代に対しては業務上又生活上の諸般にわたり規制をなしたと考えられる。前引文化十四年勤方心得向(七一頁)にも或程度その事情が窺えるが、こゝでは文政年代に六代勝之丞によつて申渡された箇条について見ることにする。文政七年冬に左の如く達せられている。

『一、下代勤之者江申聞候、他尙貸方者勿論召使之者給料引当調達等之義、及相談候共、拙者在宿之節ハ一々相伺治定可致事

(采書) 右者給料前貸之義者、酉七月月番江申出候様仕法替。

』¹⁾

右は、この前書には本家(六代勝之丞は若年、その父勝之丞は佐伊津村へ移る)の後見伯父平八郎の死亡(文政三年)後、

『……主たる者無之姿ニ而、尙又不締ニ有之候故、一昨年申冬小生家督譲受以來朝夕雖歎之、最早数年之任来くせに相成、急速復
古いたし兼、追々仕法申渡候……云々』²⁾

とあり、不取締を急速取締するため貸付・給料に關し下代(手代)の勝手な取りはからいを禁じたものであつた。更に文政十一年(一八二八)子二月には左の如く見えている。³⁾

『一、身元慎第一之儀ニ付、縮布類・銀金具等者勿論、其外一切花美之品不取用、萬端質素相守、正直実体ニ勤方肝要之事

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

九五

附リ出精之上、相応之葉職(葉カ)ニ茂有附度心得專一之事

一、若年ニ而妻帯いゝし候而者、其身生涯之妨ニ付、兼而相愼罷在、年配ニ茂罷成候節、此方江茂沙汰之上、夫々取持可有候事
一、諸取引向之儀、第一無理非道手至之儀無之、一体穩ニ取斗、兎角汚名ヲ不取様精々相愼、引合勘定之儀者、再三精算ヲ遂、
萬端越度無之様急度念入可取斗事

一、酒相用不申様、別而取引先ニおゐてハ一滴茂相用不申事

一、預り切符之儀者、当用弁理(便宜)ニ候得共、自然と者出銀ヲ輕心得候様成行、不取締ニ而、若者混雜之熾ニも可相成故、出張先ニ
おゐても必取扱不致事

但當郡之儀者格別取扱不致候得共、前々申繼ニ付為念申聞置候

一、家内ヲ始諸口規則之通取締向心掛ケ専用之事

一、其身慎方並出情・不出情ニより勿論相当之儀あるべき事

一、主人心得違者勿論、一統之内不了簡之者有之候ハ、無憚諫言ニおよび、幾応申論候而茂若不取用ニおゐてハ難默止詔合ニ
付、手越之取斗ニおよび候而も指支無之、且忠節之道不取失実意之心底ニ候得者、主人心得違(義理)ニ而不切体之儀申聞候共、其儀
ニ不及事

メ 八 柘

右者大要心得同存附候分、兼而申聞置候柘之茂多分有之候得共、此上為心得、一同猶又申聞候

』

右の諸項目を見るに、身元の慎しみを第一とし、質素・正直・忠節・勤勉を説き、或は結婚に関しても若年の妻帯を禁じ
年輩になり石本家にも沙汰の上妻帯すべきを達し、勘定の精算や預り切符(預り手形?)の取扱禁止、家内諸規則の取締を

述べまた主人心得違ひの際の諫言まで説いている。いづれも伝統的主従関係——奉公人取締の原則が貫いているのを見出すであろう。云わば家長を中心とする石本家の経営に家業に適應する手代の勤務と生活態度の規制であつたと云えよう。

註 (1)(2) 従文政八年酉正月記、手元諸用控。

(3) 文政十一年子二月手覚。

〔7〕 長崎店の手代

さきに大村要子氏が明らかにされたように文化十五年に長崎平戸町に長崎店が設けられ諸種の取引がなされたのであつた。そのため数人の手代が居り左の如き分担と心得が示されていた。即ち天保元年と推定される一紙文書「手割」にはかく見える。

『 手 割

一、御代官所

一、天 草

一、嶋 原

一、柳 川

一、金銀請払

一、江戸御館入向

一、薩 州

庄 九 郎
茂 久 平

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

九八

一、諸家と呈書

忠右衛門

一、手元用向

一、別段銀引受

一、大坂仕商登並掛合向

一、引合向

一、会所並用場

文太郎

一、手元臨時用向

一、取立銀

一、貸銀並取立向

一、諸勘定

庄九郎
吉五郎
茂久平

一、求麻御米

一、同茶

右断

一、同苧

一、柳川油

一、手元小用

治兵衛

一、店臨時用向

一、疊 表

一、六百俵 向

一、店 用 向

栄 吉

一、御 備 講

忠 右 衛 門

一、店 定 詰

茂 久 平

一、夜 番

庄 九 郎

一、夜 番

吉 五 郎

一、夜 番

茂 久 平

一、夜 番

治 兵 衛

一、夜 番

栄 吉

右之通手割相定候付、手違之儀、無之様出精可致、尤定例相極居候儀者、銘々掛々限りニ而取斗可致候得共、一躰ニ相拘り候

儀候者、一巳之勘弁可致、詰合之もの申談候上取斗之事

一、取締向並詰合のもの身持不束之儀無之様、庄九郎見聞之上、不慎之儀等有之候ハ、異見差加江、其上茂不束有之候ニ付者

其時宜ニ寄、勘弁之事

一、衣類等之儀、是迄と違ひ当儉約相守、僊服いたし可申事、附、年始五節句之儀者相当之類相用ひ不苦事

一、店ニ而寄々好酒等致間舗事

一、店勤方儀者、格別質素相守、朝夕麁菜之事

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

附、入用之儀者、求麻米口残且置表益銀之内、掛之もの手当其外失費引去り、米銀之分茂相加江、勝手向入用ニ相立可申事
一、本家上納之儀、銀高程差極ニ付、求麻亭・茶・柳川産物且貸銀利足之分取揃々ケ年利益勘定相立、手元、並、其筋々江相掛
リ候入用引去、余有之分を以上納之事

一、出入勘定之儀者、沓ケ月限、庄九郎・吉五郎・茂久平相改可申、且新規之出方、聊茂相断可申事

一、別段銀・積銀取立之分、店ニ而取備、慮右衛門江引渡之事

一、出火非常之節者、早速証ケ付相詰可申事

右之趣申談候趣奉申上候已上

寅 二月

店 中

右に依れば、長崎店の取引がきわめて多岐にわたつていたことを知り得るであろう。殊に代官所・長崎会所のほか嶋原・柳川・薩摩・人吉の諸藩との密接な関係——蔵物の取引・藩の特権貿易商人としての活動——を知るのであり大坂との取引も右本家自らの廻船を以て為せしものであろう。長崎店の利潤からは店の諸経費を差引き天草の本家へ納めたようである。²⁾かくて夫々の業務を各手代が分担していたわけであるが、これら手代のうちに支配人が定められ、店の取締に当つた。併し重要なる事項については手代協議を原則としていたことは注意すべきであつて、後年の記録には、

『一、文太郎・真五郎義ハ店支配人と申聞候者、節ヲ立候訳ニ而、一体之義者ケ条之通ニ付、何れも申合取斗可致候、尤たとへき
ら之もの申分ニ而も、筋運或ハ不丈夫之取斗と見込候義者、無遠慮見込之趣申談候様可致候、銘々用向者分り候而も、仕損有之
候得者、何れも手落相成候故、其旨精々相心得候様

とあり、また

『心得向ニ相成候義者、時々互ニ申合、評議も可致候……云々』⁴⁾

と見える。

文政九年の記録によると更に長崎店の事情・手代の勤め方などを或程度窺い得るので、長文であるが史料を引用すると左の通りである。

『店心得向手覚之控』

一、(宗尊有次第) 当方之義者、諸商売向取縮、(土地小作料) 地方而巳ニ而質素専之仕法相立候ニ付、長崎表之義も右に准候筈之処、土地柄之事故、押而者

難取斗、依之、此節文太郎渡海之上諸勘定取調子、以後店商売向仕法申堅為成、(文政九年) 当戌より五ヶ年之間、(入道) 球摩御米三千石并御蔵

亭共売支配相仕候ニ付、以来ハ毎歲寒中当所江罷越、引合勘定いたし、老ケ年ニ銀高三拾ノ匁宛相納、猶余銀之銀之分茂、右

一同持入候様申談候間、格別ニ省略いたし、一切不取締之義無之様取斗有之度事。

附り、諸雜費之義者、引合之節、小訳相分候様別記いたし置候事

一、唐紅毛物並帳合商売之義者、先代より格別ニ禁止有之候処、(五代勝之丞) 父君御滞崎中、無余義情合ニ被沓、内分ニ而者、右様之筋ニも

店々相携、其上根証文願立ニ付、入札名目等茂取建有之、内々相聞、於当家而者以之外之義故、為取量候様ニも可致筈之処、

根証文方に相拘、近国無拗御向横江引合茂有之趣ニ付、此節迄者、不及其儀候得共、決而多分銀高者不相成、尤一割ニ式貫目

程ニ限り札遣ひ之義者承置候間、若其以上ニおよび候ハ、当方へ相掛候上、指図之上取斗可ヒ致事。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号 一〇一

一、球摩御米代之取立銀之義者、江戸御仕送用ニ相成、猶当方不容易御請茂仕置候ニ付、以来者店ニ而、取立為替向格別ニ念入致取斗、其時此方へ通達可有之事

一、亭之義者真五郎手馴熊在候ニ付不弁之義無之様同人格別に出精可致事

一、商売向取斗方者、店中へ任置候得共、^(A.P.)粒惑為無之、^(勝之丞)父君御滞崎之節者、金銀出入時、御承印申請、御留主中之義者、御出崎之上ニテ勘定御見届ヲ受決算之事

一、本人引越候迄者、一切貸借不相成、尤無余義誤合有之節へ^(勝之丞)父君へ伺之上、取斗可有之事

一、預リ銀手印切手等指出候儀者堅相断可申事

一、召使之者、生國名前人数者此方江茂相届候様、且右之者入替之義へ店ニ而檢点いゝし其上父君江相伺取斗之事

附リ、暇遣し或者出入之向指留等之義者、人倫におひて不容易事故、其旨一統相□居可申事

一、他心有之候而者自然と本業ヲ怠候ニ付、勤中聊ニ而茂自分売買致間、舖候、右者元より相分居候義ニ者候得共、一統為心得申向置候事

一、用向先ニ而致大酒候而者、如何様之難洩出来候哉茂難斗ニ付、此義者兼而申合堅相慎候事

一、召使之給料者不及申、諸入用出方一切土地之風儀茂有之事故、店限り取斗い可有之事

一、店取斗向是迄規則不相立、詰合之者心得次第之様ニ而押移来候趣ニ付、以後取締向之儀者、此節文太郎江申聞置候間、一統格別ニ心ヲ用ひ取斗可有之事

一、吉五郎儀者、店為取締指向置候事故、一体之慎方者不及申候得共、別而來客応対並召使出入之向、江者、相成丈心ヲ用、不都合之義無之様取斗不申而者難成ニ付、若^(不可)龜忽之会釈失□等有之候へ、内ニ而早速可ヒ申越事

一、文太郎義者、根証文ヲ以萬端厚出精有之候ニ付長崎店ハ手当いゝし来候分ニ而暮方可也に相濟候へ、右高者店ハ相濟候

様、尤是迄父君御手元カと遣候分当年カ相省候ニ付而者、於当地存寄茂有之候得共、此節迄難指極候ニ付、夫迄者当表カ銀五百目・米拾俵宛指送候様可致候

一、茂久平義、此節より定動ニ相決候ニ付、幕方之義者長崎店カ是迄之高手当いカし置候ハ、近カ取斗向出精ニ寄、当方にて手当茂可致候得共、夫迄者銀五枚宛指尚候様可致候

一、真五郎義者、元来当所カ指尚置候事故、土地柄と申内当地見習専一ニ付、身元格別質素相守り、一ヶ年中之諸入用銀五百目と限、店カ相渡候様、左候ハ、妻子為手当銀五百目宛於当地控置可申候

一、(略)

× 戊 二月

かくて人吉藩蔵米・苧・唐紅毛物帳合商売・廻船等の取引が長崎店に於て営まれたが、商売向取りはからいは店中へ委ねられたのであつた。併し諸種の事情を常に本家に通達し指示を受くべきものとされていることを知る。殊に会計面では支店としての独立性をもつていなかったと思われる。ともかく手代は夫々の「手馴れ」た商売向にあつたわけで、当然自分商売を禁ぜられ、また「預り銀手印切手」(預り手形)を出すことは堅く禁ぜられた。手代は大体天草石本家より遣わされてきた者であつたと思われるが、手代の中の一人が店の取締りにあたり、店にて召使の者(ヨリ下級の奉公人)は土地の風俗もあり店限りの取りはからいを以て雇入れることを許されていたわけである。そのほか各手代の手当等も窺うことが出来る。文太郎と茂久平に対しては給銀のほか本家よりも手当が渡されたことが分るが、文政十一年にも右の事情は同じである。⁶⁾ 真五郎には長崎店より入用銀を渡すほか、妻子の手当は天草の本家より給付されたことを知り得る。手当

【第 7 表】

手代名	手当銀	別段手当	計	(外二) 俵
文太郎	貫 匁 2.000	—	貫 匁 2.000	俵 20
忠右衛門	1.500	銀 5 枚	1.715	10
茂久平	1.500	柳川の手当 450 匁	1.950	10
益次郎	1.500	銀 3 枚 (別段銀より)	1.629	10
嘉一郎	.450 (別段銀より)		.450	—
次兵衛	.750	100 目 (往交方より)	.850	—
俊助	.750	100 目	.850	—
	8.000	994匁	8貫994匁	50俵*

* 「此高当冬ハ困穀御差廻之節正穀ニ而御渡し方可被仰付旨」とあり。
「店治定迄之心得向」により作成。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号 一〇四

はともかくとして、長崎店自体における給料は如何なるものであつたらうか。同年代については知り得ないが、年代を下り天保七年（一八三六）七月の長崎店の定詰手代（六人）については知り得るので大体の推察が出来よう。表示すれば第7表の如くなる。

右の嘉一郎は恐らく次に引く史料の嘉市であろう。「嘉市儀も最前前後者分り候年輩ニ付、両人（忠右エ門・茂久平）のもの同様相心得、外々も可及申聞、育立遣候様：。」とあり、年少の時より店に入り躰を受けていたと思われる。

前述の如く手代のほかに「店限り」の取りはからいを以て「召使之者」を置き生国・名前・人数等を天草の石本家に知らしむべきものであつた。下級の奉公人であつたと思われるが、その具体的史料を欠く。但し文政九年（一八二六）六月に長崎店より本家に對し、左の如く届けられているものがあり、云わば「店限り」に於て処置し、その事情を報告しているわけで、所謂「召使之者」ではなかつたかと思われる。即ち、

『 戌六月十四日富岡庄九郎殿出崎帰便之節持参

御届申上候

嶋原御城下

兵 三 郎

右者何分育柄難見極候付、一応親元江差返し置候ハ、心得茂違ひ可申故、其上之様子ニ寄り、又候召仕候義茂可有之奉存候得共、乍当分為引取候ニ付申上候

而して同時に次のような「出入」も断つた。左の史料によつて長崎店としても「用向之節」に召仕う「出入」をもつていたことが知られよう。

二葉屋岩藏実□

古川町へ出入

卯 三 郎

右、兼而所々江用向之節召仕来候得共、金銀取引ニ紛敷仕内有之、取引先此節調子中ニ而、右落着迄出入相断申候、且又同人儀永統之程難斗候ニ付、彌不束之儀ニ相決候ハ、長々出入茂相断可申哉、何れ取締之上否申出候
右之趣、御隠居江茂相伺、取斗仕候ニ付、申上置候、以上

六月十三日

御 本 家

吉文 五太 郎郎

9)

なお長崎店のほか島原・八代・瀬高等出店があつたわけで、それらの店の手代についても知りたいが史料は全く無い。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号 一〇五

註

(1) 長崎店については大村要子、近世長崎における貿易業——石本家を中心として——（九州文化史研究所紀要三・四号）及び武

野要子、薩藩琉球貿易と貿易商人石本家の関係（宮本又次編、九州経済史論集第二卷所収）参照のこと。

(2) たとえば文政八年「手元諸用控」中長崎店の項に左の如く見ゆ。

『 店 商 売 方 出 割

一、銀 六拾五貫目 根証文利銀

一、〃 三拾五貫目 球 摩 亭

一、〃 四貫目 同 国 御 米

一、〃 六貫目 糸 藤^(天草) 廻 船

× 百 拾 貫 目

内

拾 五 貫 目 店 入 用

拾 八 貫 目 嶋 原 渡 し

六 貫 目 先 納 利 足

拾 貫 目 根 証 文 雜 費 (内 訳 略)

拾 貫 目 御 代 官 所 講 十 口

七 貫 八 百 目 右 備 銀 利 足

× 六 拾 七 貫 三 百 目

三 拾 貫 目 当 表^(天草) 江 納

此高年々治定持入之積

残而 拾貳貫七百匁

此高年々積外ニいたし置、余有さへ有之候得者、此方江可納敷、又々長崎江積置可申哉之段相伺候ニ付、当表へ指入候様申談

即ち百拾貫目の利潤中 六拾七貫余の諸経費差引き三拾貫を天草石本家に納め、なお余分を出し、これも天草に納めたらし

(3) 手頭ヲ以申聞候控(一紙)。

(4) 従文政八年、手元諸用控、本家への毎年三拾貫納め云々は前註(2)も参照。唐紅毛物並帳合商売については大村、前掲稿。貿易取引における利潤率は相当高いものであつたが、また他面一挙に多大の損失を蒙る面もあつたらしい。球摩米の取扱はその代金を江戸に送つたものらしいが、「当方不容易御請」はその意味を知らぬ。たゞし藩財政には種々の面で深く関与していたことは史料に多く見ゆる所である。

(6) 文政十一年「定式入用積帳」には左の如く見ゆ。

「一、錢五貫三百匁匁三分

長崎 松 坂 屋 手当

此 訳

銀 五 百 目 文 太 郎 手 当

米 拾 俵 同 人

銀 五 枚 茂 久 平

但銀者百五文替、米へ百三拾五匁替

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号

一〇七

右者長崎店詰両人之者江手当入用積り

(7) 手頭ヲ以申聞候控。

(8) (9) 従文政八年、手元諸用控。

三、世話人＝小作管理人

〔1〕 地主経営における世話人＝小作管理人

さきに少し触れたように、石本家は天草島全島にわたり（新田開発も含めて）否他領にさえも、広大な土地を集積し、広汎な地主経営＝小作料収得をなしていたのであるが、かゝる広汎・散在せる小作地の管理・収取には世話人＝小作管理人が重要な意味をもつものであつた。即ち彼等は石本家のために、小作料の取立、土地の見分、土地・水利の修理・改良時の監督等をなす者であつて、史料には「世話人」のほか、小作料収納の関係から「見分方」・「合切」・「稻分」と見える場合もあり、広い意味では「立木小松見ケメ人」も「下夕木支配」・「山植付」をなしており、これに含めてよいであらう。

このほか天草島各地の納屋の「定詰」の者や納屋支配人がいて、石本家の地主経営に重要な意義をもつと思われる。

以上述べた所の世話人その他は一見史料には眼にふれないかのである。併し必ずしも世話人その他の文言がなくとも、仔細に見る時——たとえば「日雇船方指引帳」の「日雇」の項に含まれること屢々——我々はむしろ世話人として把うべき者あることを知るのである。

〔第 8 表〕

文 化 14 年			文 政 11 年	
区 分	人 数	下世話料	人 数	下 世 話 料
御 領 村	10	貫 匁 1.420	人 5	貫 匁 1.000
佐 伊 津 村	5	.600	6	.650
広 瀬 村	2	80	2 廣瀬村 本戸村	.80
遠 村	13	1.910	17	3.970
見 込 増		40		1.000
計	30	4.050	30	6.700
(別ニ) 下 田 納 屋		?	9	2.720

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

〔備考〕 文化14年家費積減録、文政11年2月定式入用積帳により作成。

石本家の世話人の人数は文化十四年と文政十一年について大凡
 掴むことが出来る。もつとも兩年とも史料はその年の計画にすぎ
 ないが、いづれも世話人に渡すべき「下世話料」の内訳として人
 数が示されており、これを表示すれば第8表の如くなる。

特に文政十一年における小作料及び貸銀利子取立の組織は明ら
 かであり、これを表示すれば第9表の如し。(原文は藤本隆士、前
 掲稿一四七・八頁。本稿七六頁引用史料の前の部分にあたるものである)

このうち惣掛り鶴太郎・喜久治・益治郎は手代であり、七郎は下
 田納屋支配人毛利七郎(後述二三〇頁)であろう。熊蔵は不明。「指
 添」は石本家の家族の者を夫々の区分に宛て見習わしめたものと
 思われる。手伝のうち寅松・長五郎・理兵衛・長蔵は手代。卯平
 ・源七は不明、而して合切・稲分は天草に於て特に新田小作地の
 刈分——作得ニ小作料取立の方式であり、又、それをなす世話人
 をもさず。従つてこれらのほかにも普通小作に関して多くの世話
 人が居たことは推察されよう。

〔第 9 表〕

区分	村名	惣掛り	指添	手伝	合切又ハ稻分
地廻り 拾ヶ村	御領、才津、広瀬、本戸、 本泉、荒河内、下内野、 井手、城木場、鬼池	霍太郎		長寅、五郎松 (浜代取立方 も受持)	浦村新田合切 (下津浦新田兼) 平治
南目 六ヶ村	栖本馬場、河内、湯船原 打田、浦、棚底	喜久治 (兼中筋帶通)		理兵衛	下津浦新田合切 楠長浦口 初善分 三太郎
東目 九ヶ村	志柿、下津浦、上津浦、 須子、大浦、楠浦、今泉、 教良木、内野河内	益治郎	辰之進 (六代勝之丞弟)	下津浦浦口 楠長浦口 七平蔵	指添新田合切 楠式新田 初善分 三太郎
中筋通 式ヶ村	宮ノ河内、中田	熊蔵			中田新田稻分定勢九式 伊藤松郎
西目 拾ヶ村	沓町田、下田、白木河内、 平床、市ノ瀬、津黄、久 留、早浦、崎津、亀浦、魚 貫、今	七郎	(六代勝之丞弟) 彌寛八吾		合切 惣要秋力民 太治 郎吉郎蔵蔵

〔備考〕 文政十一年子二月、手覚に依り作成。

註 (1) 大正十年小作慣行調査二八一頁。土屋喬雄編、府県別小作慣行調査集成、下、六九八―七〇〇頁参照。

(2) 藤本隆士、前掲稿。

本邦ニ於ケル刈分小作、四一五貫參照。

〔2〕 世話人の勤め方の実態

世話人の勤め方は如何なるものであつたらうか。これを具体的に知るために文化六年と文化十三年における世話人の月の勤めを表示してみる〔以下第10表・第11表〕。これらに依つても、土地の見分・小作料の取立(粗密)・浜代(塩浜代)の取立・山見分等々を勤めていることが見出せるであらう。

〔第 10 表〕 文化6年度世話人の勤め方

世話人	月	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	計
奥 彌							須子行(6)	須子行(4)	田見分(2)	東田取立(2)		須子行(6)	51日
利 喜 蔵			須子行(5)						田見分(2)				7
三左衛門								見分(4.5)					4.5
新右衛門	年切(1)	榎門(2)	堤見(2)	杉山見分(0.5)			濱地押(1)	田見分(3)	田見分(5)	親寄(2)	坂瀬山行(2)	山見(1)	28.5
与 之 助							田見分(0.5)						0.5

電 蔵																山見分(1) 取立方(1) 塩買入(1) 並取立	6
仙 作																宮二行(1) 取立方(2)	3

【備考】 文化6年日雇船方指引帳より作成。()内は日数。日数の合計でおおわないものがあるが原史料のまゝとした。

【第 11 表】 文化13年度世話人の勤め方

世話人	月	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
新右衛門	地所見分(8)	田 割 田見分 (1)						田見分 (5.5)	親 寄 (3)	地所見分 (1)		下内野行 (1)	榎浦行(4)	26.5
与 之 助	地所見分(7) 茂木根行 (0.5)	茂木根行(1) 田 割 (1) 田見分(0.5) 荒河内行 見分(1)				木見 (1.5)	木切 (15.5) 下浦行 (1)	木伐 (14.5) 田見分 (4)	山 行 (2)	木 伐 (2) 地所 見分(1)		山 行 (6) 山見分(1) 勤	塩小屋建 (4)	64.5
仙 作	地所見分(5) 餅 搥 (1)	榎本行 (1)						田見 分(4)	親 寄 (3)	地所 見分(1)				15
權 十 郎	地所見分(8) 餅 搥 (1)	田畑見分 (1.5)	精除(1)					田見分 (5.5)	親 寄 (2)	地所 見分(1)	慶 (0.5) 勤 (1) 地所 見分(2)			28
秋 二 郎	蠟 ヲ (16) 地所見分(7) 餅 搥 (1)	蠟 ヲ (27) 油出し(1) 精除(1)	蠟 ヲ (14) 油舟廻 蠟 ヲ (4.5)		油 ヲ (3) 蠟 ヲ (18)		油 ヲ (3) 蠟 ヲ (5)	勤 (23) 蠟 ヲ (2)	下内野行 (1) 親 寄 (2)	蠟 ヲ (13) 下田行(2) 油 (5)		蠟 ヲ (13)	蠟 絞 (14) 今村行(2)	187.5

庵	地所見分(5)		派代 取(1)	田見 分(4)	榎 寄 行 (1)	庵方(8)	庵方(1)	22	
大 作	新木 安 竹 普 請 行 (1)		木見 (0.5)	西高 根 行 (8) 才津 村 田 見 分 (1)	才津 村 行 (3)			13	
進 庵	地所見分(8)							8	
利 喜 庵	浦 行 (10)			田見 分 (1)	西 目 行 (5) 勤	21勤	30勤	13勤	23 105
利 喜 齋	地所見分(8)							8	
源 七 浦 行	勤 須 子 行 (9) 荒 河 内 行 分 (1) 山			才津 村 田 見 分 (1) 東 目 行 (7)	東 目 行 (2)			富岡 行 (8) 104 須子 行 (2)	

【備考】 文化13年日雇船方浦引帳より作成。()内の数字は日数である。

秋二郎は鑿紋り方として勤めその間に見分など勤めたと思われる。

【表の補足】

右の二つの表に表示の者のほか日雇帳にはなお島内各地に赴いている者が多い。すべてを世話人とは勿論云えないが、これを前後の年代に見てゆくと、見分・取立等を勤めているものもあつて、世話人ではないかと推察される者が屢々である。併し、こゝでは曖昧な者は除外しているから、実際は世話人の数は幾分か多い筈である。

更に享和元一三年（一八〇一—三）八月「御領村御田地内見（又ハ見分）帳」三冊は收穫時に田地を夫々「見分」して出来高を見積りそれより小作料を決定せる記録であるが、享和二年の裏表紙には「見分方」として胤治・百次郎・勝次郎・亀蔵の四人の名が連ねられている。次に引く享和元年には三左衛門も「見分方」の一人であつたろうことは随所に窺える。多くは各筆毎に見分の結果を録し小作料を決定しているにとどまるが、わりに見分の事情を明らかにする一例として次に史料を掲出する。

〔不_レ也〕
同所只右衛門田

一、見分_{（同本田）}壹反九畝歩

只右衛門

早稲見分七斗

餅見分（七七斗五升 三右衛門見分
胤治見分

晚稻三石壹斗

上前老石壹斗三升

同所同人田 道 平
一、〃六畝歩

見分老石五六斗 胤治見分

同式 石 見分
（道三左衛門）

〔上衛記載を七）

右の史料のうち只右衛門・道平は小作人であり、三左衛門・胤治は見分方（世話人）である。一見するに、面積に比して收穫量が高すぎるようにあるが、右の史料（内見帳）では公簿上の本田の面積と実際（見分何反何畝と表現）は相当の開きがあることを各所に見出すのであり〔次の引用史料の如し〕、此の場合も見分（実面積）を抹消し同（＝本田）としているのであるから、実際の面積はこれとは相当の差があつたと思われる。ところで見分方各人の見分が一致せるときは各人の名は録さぬが、一致しない時は右のように各人の見分が夫々書き上げられ、これらの見分に基き「上前」（＝定額小作料、但し刈分を基準に定められているようである）が定められるのであつた。見分の場合小作人も立会つたであろうことは右の道平の例でも推察出来るわけであるが、次のように「不参」と断つていることも逆にその点を確認してくれるであろう。

『後木原善右エ門田六枚山添見分六畝分』

一、本田式畝歩

（権）喜平 七平

見分 八斗五舛

勘作立会 権 平

上前 式斗一舛

（見）分 若田ニ而合切出来不申候

（喜）平 参平

3)

右の場合権平、喜平の二人が小作人で、此の場合各人夫々の收穫量の見分結果を録し、権平には上前も示されている。勘

作は見分方であつたかも知れぬが、不明である。この場合小作人喜平が見分に「不参」であつたことも知り得よう。喜平の上前は録されていない。更に次の史料では小作人宇吉の田見分に、見分方勝治郎があたり、

『餅不残見分老石

宇 勝治郎見分

先方ハ八斗と申候得共多壱石者在之候ニ付壱石之積ニ遣候様申談候

4)

とある如く小作人と見分方の見分に差違があり、結局は小作料の決定が見分方の主張通りになつてゐる。

以上窺つてきた如く世話人は土地(田畑・塩浜・山)の見分や作得の取立を主とするがそれのみでなく、土地・水利の修理・改良の際の監督をはじめ多くの仕事をしたのであつた。一・三の例を挙げると、文化四年三月イッケンベエ菅間平の藤右衛門田掛り堤の修理には宰領人を含め三拾人半の日雇を雇傭したが、この宰領人は新右衛門・三左衛門の二人であり、文化五年三月廿六日より四月七日には御領村内の浦園と小串より日雇百拾七人半を雇ひ岩宗の『作附難儀』の地所の手入をしたが、その「宰領」は城内のシヨウモ新右衛門と浦園の宅二、郎であつた。或は文化十二年には『二月廿六日杉苗植付、宰領与之助』と見え、此等の人々はいづれもさきの表にも見出すところの世話人であつた。又、文化十三年三月廿一日より大平堤の普請に日雇の雇傭百七拾五人半(うち「宰料人道助」十日半を含む)に対し賃七百廿式匁が渡されたが、『此外式拾目 世話人道助渡ス』と見え、世話人が普請の監督にあたり、特別に給与を受けていることを見出すのである。

このほか田植・薪取・木切・斗臼開合・銭調子・銭揃・銭仕直、更に天草各地のみならず島原・長崎行など、或は下人

・日雇の口入などと石本家の家事・家業の種々に文字通り「世話」をなし、又時には日雇として石本家に入り賃取稼ぎもするし、或は無償の「加勢」¹⁰⁾ 夫役も提供しているのであつた。¹¹⁾

私たちは御領村の調査の際、嘗て明治期に石本家の世話人であつた原田幸五郎氏（慶応元年生）に多くの御教示を得たが、氏の祖父良平・父忠左衛門氏も共に石本家の世話人を長く勤めたと云われ、忠左衛門記すところの天保・安政年代の手元帳を数冊見ることが出来た。この中には世話人としての各年日々の勤めの覚書があり、さきに表示せる如き「日雇船方指引帳」の簡単な記事よりも、ヨリ具体的に世話人の勤めを窺うことが出来た。年代は少しく下るが、安政四年度（一八五七）と思われる一年分を長文ではあるが引用し、世話人の勤めの実態を紹介することとする。

〔補註〕 忠左衛門は大庄屋の「筆者」を勤めたこともあるので、此の場合も「書状認め」の多いことは世話人一般としてはむしろ特例かと思われる。なお村内・近村の地名には横に圈点を附した。

- | | | | |
|----------------------------|----------------------|--|----------------------|
| 『 石 本 用 向 留 ¹²⁾ | 同 廿二日 | 富岡△平八郎様△書状到来ニ付、返書認方、並
砂糖弘方、嶋原・有家年始用細々 | |
| 已 | 同 廿三日 | 記帳方、並、東禅寺付届方暫相勤 | |
| 正月六日 | 同 廿四日 | 帳、記、並東禅寺行庄吉殿富岡戻り用向暫 | |
| 同 十五日 | 同 廿五日 | 与三郎浜 [△] 地代銭催促、佐伊津地方一件、誠太 | |
| 同 廿日 | 返書認方、八ツ頃△六ツ迄 | 郎殿富岡用向 | |
| 同 廿一日 | 嘉平地所取斗方、並帳面記帳、其外暫時相勤 | 同 廿六日 | 佐伊津地方取扱ニ付、伺々へ談一件、同所行 |

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

同 廿七日 右同所

同 廿八日 登り地方取扱

同 廿九日 朝之内登り地方取扱返答方ニ参ル

二月朔日 正月中金銭出入仮帳ニいたし置申候付引合享

込、平八郎様富岡行引合、富岡行書状認方、昼前

同 二日 加藤川・鳥越地所取扱、浦園行

同 三日 右同断、浦園・小串行

同 五日 石宗、滝高地所竿入、並、地方取斗、登り行

同 六日 地方取斗登り行、並、文右衛門行、与三郎催促、

其外

同 七日 調金方、並、地方取斗登り行、但、才藏へ談件

同 八日 勘助屋しぎ一件取斗、並、加藤地所件、浦園行

同 九日 証文認メ、其外細々

同 十日 登り地方一件、並、万覚留、勝右衛門殿手当地

引戻し済、同地方行

同 十一日 堤田彌右衛門地所代銀取方

同 十二日 朝之内与三郎催促、並、登り行・祐右衛門売小

堤万覚留一件ニ付、夜四ツ頃迄

同 十四日 祐右衛門売小堤地所引当金調方、並雀無田佐次

か地取組方、登り行

同 十五日 勝右衛門殿引戻候地所売方取斗、其外細々、

昼前中

同 十六日 祐右衛門地代一件、登り行・昼前中、昼後細々

同 十七日 同人地所代一件、登り行、夜半頃迄

同 十八日 右同断

同 十九日 右同断、拙者方にて金請取、並、佐次が雀無田

証文認、上へ錢引取、八ツ頃迄

同 廿一日 細々

同 廿二日 祐右衛門地代拙者預り候ニ付、石本へ渡、細々

記帳

同 廿三日 昼前中細々

和太藏・要助、外園・子下証文、寿助馬場証文、

同 廿四日 其外認方、並、細々

加藤川請錢調揃、並、松直証文認、其外、細々

同 廿五日 文次左衛門殿加藤川・鳥越請地方同人行

同 廿六日 右同断、金銭相払

同 廿七日 浦園証文、並、要助子下浜証文其外認メ、昼

後、浦園地所取組方同所行

同 廿九日 浦園勘右衛門・勘平証文万覚留メ相添夫々用金

請取方

同 晦日 田道祐右衛門売まがり地所破談ニ付、金子相渡

三月朔日 当百十七貫目分催促参

ノ頭賀平請地方掛合、並、村方山(願出方)昼後勘助屋

敷一件、其外

同 二日 長崎行書状認メ、並、佐伊津行、右同断記帳、其外細々

同 四日 素平屋舖畑上錢取納方、与三郎催促・昼前中

同 五日 素平屋舖上錢取納濟、証文認メ・昼前中

同 七日 長崎行書状認其外

同 九日 下田龜作取引ニ參候一件・昼後

同 十日 右同断・昼前中

同 十三日 佐伊津行地方一件

同 十四日 右 同

同 十五日 右 同、引取

同 十六日 佐伊津行、地方一件

同 十七日 右滞留、廿日帰ル

同 廿三日 池田へ金調行、並、証文認・暫時

同 廿四日 請払記帳、並、山崎金払方・昼前中

同 廿八日 浦園勘平取立錢同所行、並、浜田政右衛門上へ

同 廿九日 錢方・昼前中

同 四月二日 右同断、並、素平・文吉屋敷讓証文認メ直し、

同 四月二日 要助売子下、新左衛門浜取組一件証文認直し、其

同 四月 外細々、幾吉殿引合

同 四月 酒積一件御咄し暫時

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

同 五日 清之助・要助子下畑一件ニ付、村方行

同 六日 柳河・瀬高行、酒積入行

同 七日 右同断

同 十七日 右同断、帰帆

同 十八日 酒取扱方・昼前中

同 廿日 石本へ柳河・瀬高行引合、右之通(省略)

同 五月廿一日 田道祐右衛門借錢一件、新方十一月限延方談

同 六月廿日 幾、彌葉一同昼後中

同 七月五日 長崎行・富岡行書状認方、昼前中

同 六月 諸所認もの、尤、瀬高行・長崎行書状也

同 九日 本家仕法方積、此方にて相認メ

同 十日 本家仕法方積、此方にて相認メ

同 同 右同断、並、長崎状認、並、富次郎屋敷証文認、其外帳面方

同 同 勘助屋舖一条舛合田行、昼後尤昼前も一寸

同 同 才津庄吉瀬高行引合・暫時參ル

同 同 瀬高へ酒積取引合、並、諸帳記帳方

同 同 且那樣出志ニ付引合状、並、長崎行飛脚物送り

同 同 方暫時

同 同 記帳方、並、長崎行書状留、此外屋敷証文下

同 同 案、其外終日

同 同 石宗・滝高畑竿入帳勘定、並、浦園行

同 廿三日 証文認、並、記帳、帳面とし、其外半日

同 廿五日 長崎行書狀認方・屋後

同 廿四日 作得取立帳認方・於拙宅

同 廿六日 諸方引合、並、証文認、其外細々

同 廿七日 酒方引合・屋前、障子張・屋後

同 廿八日 障子張・屋前、屋後・裏隠宅右同断

同 晦日 町屋舖一件和八方応対、屋前

同 九月初日 作得帳書、屋前中

同 四日 屋しき一件、千蔵方行両度

同 五日 右同断、並、柄本納や仕法、酒代取方ニ付

同 六日 屋しき一件和八方行、並酒袋印ス、其外柄本仕

法方

同 十日 長崎行書狀出、其外半日

同 十一日 右同断半日

同 十二日 浦園時平催促行、并、長崎狀出也

同 十四日 暫時長崎狀出ス、尤前隠宅障子張之間ニ書也

同 十五日 早朝釘原安右エ門へどぶ土銭談、並、帳面調子

物、其外屋前中

同 十七日 柄本行

同 廿一日 右婦ル

同 廿三日 高揃下調子、並、渋紙張其外

同 廿五日 柄本行田繪図面方、並ニ同所行・富岡行・高浜

行・牛梁行・鳴子行書狀認候

在郷儀八証文認、暫時、田ノ一尾也

同 十二月朔日 志栢行狀 屋行唯助行書狀認々、其外九ツ

カ六ツ迄

同 三日 志栢へ出納銀送り方手伝、並、証文留紙物、四

ツ半カ七ツ迄

同 四日 金兵衛田ノ一尾証文方覚留、並、諸払記帳、証

文留、上ツ銭数クセ九ツカ七ツ迄

同 五日 高浜行狀認中西秋、其外細々五ツカ八ツ頃迄

同 六日 鳴子広吉へ酒三十三挺商ひ、並、証文留いた

し、其外細々、明六カ七ツ頃迄

同 七日 長崎行書狀認、並、七蔵井手口商ひ、其外五ツ

カ六ツ迄

同 八日 富岡行書狀認、庄吉殿、其外細々屋前中

浜田政右衛門・与太郎地所竿入、算用終日

同 十二日 早朝登リ上銭方、並公松米買方行

同 十三日 早朝登リ行米代調、其外、政衛門・善三郎・

只吉流地証文認

同 十四日 上銭、早朝登行

同 十五日 右同断

同 十六日 右同断、其外

同 十七日 細々、並、浦園行

同 十八日

同 十九日 帳調子、証文認、其外

同 廿一日より 晦日まで 右同断

同 廿日 上へ錢方、其外細々

これを見て、土地の売買・竿入・小作料の催促・取立・証文認め・作得帳（小作取立帳）その他の記帳など土地に関する「世話」を中心とし、このほか石本家の家業・家政に關し諸種の「世話」をしたことが明らかである。

なお、かゝる世話人のほかに藤本隆士氏が指摘された『平床村地方取立、世話人御庄屋』の如く、封建権力の村落支配に貢租收取機構の最末端に結びつき、それに依存し、「滞りがちな小作料は庄屋を通じて取立てられ」てもいたのであつた。¹³⁾ この事例は石本家の性格から云つてもなお多く存在するのではないかと推察されるが史料は乏しい。

註 (1) 但し小作人が「見分」や小作料の減免を願出ても必ずしもなされなかつたことは左の史料でも推察される。

『 上前田見分願出之覚

一、田原 五六俵へ在候趣申上候

是者見分致異候様申出候得共不相成申付候、尙又上前も引キ方出来不申趣申付候

一、たゞら河内 兵 治 郎

右同断申付候

一、船隠銀作田半分 小串 市 之 助

但五畝歩之場所江寄畝歩程ニ早もち三斗五升在之、残り四畝歩至而不作にて御座候条、上前了簡致候様申出候得共、不相成趣申付候、
(享和三年御領村御田内地内見)

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号 一一一

- (2) 享和元年、御領村御田地見分帳。「百姓相統方仕法」施行中のため小作料は大体公定率（二割五分）によつてゐる。
 - (3) 享和二年、御領村御田地内見帳。
 - (4) 享和三年、御領村御田地内見。
 - (5) 文化四年、日雇船方指引帳。
 - (6) 文化五年、同右。
 - (7) 文化十二年、同右。
 - (8) 文化十三年、同右。
 - (9) 以上いづれも文化後年代の日雇船方指引帳による。
 - (10) 一例を挙げると、文化八年の油屋荒場^{アブラバ}勤めの日雇仁藏は佐伊津村の世話人太作の口入によるものであつた（文化八年、日雇船方指引帳）。その他屢々。勿論このほかに手代や名子その他の口入によるものもあるわけである。
- (11) 「加勢」は「世話人」としてよりも名子又は子方としての地位に基き提供したものであろう。簡単には前掲拙稿二一九・二二三頁参照。（名子などと共に別稿で取りあげる予定）。
- (12) 安政五年年起、手元帳（但し小稿引用の巳年は安政四年と推定）。
- (13) 藤本隆士、前掲稿一四九頁。

〔3〕 世話人の出自と世話料

かゝる世話人は如何なる出自（階層）のものであろうか。即ち地主石本家に対して如何なる家の關係に立つものであるうか。そしてそのことはまた世話人への給付Ⅱ「世話料」或は「謝義」の性格と密接な關聯をもつと思われる。

〔第 12 表〕 文化 6 年度世話人の出自と世話料

人名	出自	文化6年勤日数	給付 (世話料)
吳 彌		51 日	歳末 200 目 外=木綿 1 反
利 喜 藏	佐伊津村 名子	7	歳末 100 目 外=、1 俵
三左衛門	犬 崎 名子	9	賃 36 匁 巳年かし付帳面=引合
新右衛門	城内 (加勢人)	28.5	記載ナシ、但し文化7年日雇帳に文化3~7年勤高 108.5 日、「右毎年礼相定居帳ニ付別段賃銭指遣スニ不致」とあり。
与 之 助	此 木 (名子)	0.5	記載ナシ。但し文化7年日雇帳に「毎年歳末として礼指遣ス俵ニ付別段賃銭指遣スニ不致」とあり。
亀 藏	(加勢人)	5	歳末錢 30 匁。外=木綿 1 反 (是へ塩買入並取立方=付 12 月 19 日 1 日 相預ニ俵ニ付)
大 作	佐伊津村 名子	0	当年は相勤不申候得共定式之通遣す。歳末 100 目。外穀 1 俵
宅 治 郎	浦 園	0	(文化5年田畑見積下々作帳ノ等計 6 日勤) 但相立日数書留メ候程之勤方へ無之候得共地方彼是受々世話致候ニ付左之通り歳末遣ス。 酒米 2 俵 木綿 1 反 12 月 28 日遣ス
仙 作	(加勢人)	3	記載ナシ

【備考】 文化6年日雇船方指引帳より作成。加勢人とは年間数日の加勢ニ夫役を提供するものである。
 () 内は本年度ではなく文化年代の日雇船方指引帳により書入れたものである。

【第 13 表】 文化13年度世話人の出自と世話料

人名	出自	文化13年 勤日数	給	付	(世話料)
新右衛門	城内 (加勢人)	26.5	文化13年迄之世話料同年貸方帳面引合		
与之助	此木 (名子)	66.5	文化13年迄世話者別段手当有之、其外年々謝儀ニ渡儀付、不及別段候		
仙作	山本 (加勢人)	15.0	(1日・3匁宛) 此實45匁、文化14年2月24日引合		
権十郎	犬崎 (加勢人)	28.0	文化13年迄謝儀日雇賃指出有之候ニ付別段不及手当候		
秋二郎	名子	185.5	21日……………外勤(地所見分、親寄、他所行等) (1日3匁宛) 此實69匁 164.5日……………油屋勤(1日、5匁宛) 此實822匁5分		
亀藏	野頭 (加勢人)	22.0	9日……………新建蔵ニ勤、此實41匁 12月10日渡す 13日……………外勤(地所見分浪代取、親寄等) 歳末 銭 100目 島原便草1匁、12月26日遣ス		
太作	佐伊津村 (名子)	13.0	文化11~13年 (計52.5日勤) 此謝儀料600目外、木箱1反 比謝儀料200目……………12月晦日遣ス 此計1400目……………貸方帳面引		
達藏	太作伴 (名子)		文化11~13年 (計78日勤) 比謝儀500目 12月晦日遣ス 此計200目 貸方帳面引合 300目		
利喜藏	佐伊津村 (名子)	105.0 8.0	文化11~13年 (計339日勤) 親子の謝儀1貫500目、外、木箱2反。12月晦日遣ス		

源	七	佐伊津村(名子) 大伴幹	1130	文化 11~13 年 (計 351 日勤) 謝義 19 文錢 1 貫 500 目	外木纏 1 反	12 月勤日遣ス 貸方帳面引合
帝	藏		?	文化 11~13 年 (計 122 日勤) 謝義 19 文錢 600 目	12 月勤日遣ス	

【備考】 文化 13 年日雇船方指引帳より作成。

() 内は文化後年代の日雇船方指引帳によつて書き入れたもの。

さきに第 10・11 表に於て、文化 6・13 年の世話人各自の勤め方を窺つたが、同年の此等世話人の出自と世話料を表示すれば第 12・13 表の如くなる。

世話人について古老の語る所は必ずしも一致せず、又手代との差違も前述の如く曖昧であるが、ただ世話人が地主の名子より選ばれたことは一致するのであり、これは史料の上でも大凡跡付け得るのであるが、史料には種々の制約があつて世話人のすべてが名子であつたか否かを実証することは出来ない。併し乍らその多くは第 12・13 表にも見る如く名子であることが証明せられるし、石本家に従属する名子の広汎な層が推測されるのであるから世話人は名子乃至広く云つて子方の層より得られたと見てよいのではあるまいか。少くとも名子であることの確証のない者でさえ、史料に確実に名子と見ゆるものと種々の点で性格の近さを見せ、また前述せる如く「加勢」(一夫役)の提供をなしていることは世話人としてよりも名子乃至子方たる地位に基くものであつたと推察されるのである。(事実調査の過程に於て世話人の出自不明の者が他の史料により名子であることが明かにされたことは屢あつた)。

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

逆に云つて、名子が土地の見分・取立をなしていることは以上窺つた文化年代よりも更に以前の史料から屢々窺えるところであつて、例えば寛政五年（一七九三）には、名子勝治郎が「田畑見分ニ参ル」・「取立ニ参ル」、同じく名子七兵衛が「合切」を勤めたことが窺える。或は寛政七年には名子利七が「田見分」・「山見」・「合切」等を、名子勝次郎が「田見分」・「上前取立」を、寛政八年には名子利七が「山見分」、名子勝二郎が「山見分」・「塩取立」・「上前取立」・「田割」等々を勤めるなどその例はきわめて多い。³⁾

或は世話人は石本家に長年季勤めた年雇によつても勤められたのではないか。その推定を助くる一例を挙げれば、佐伊津村の勘次郎は安永四年（一七七五）閏十二月に石本家に「定居」¹⁾年雇として入つたものであるが、それより寛政三年（一七九一）まで十数年にわたり勤めた。併し寛政四年には、彼は年雇ではないが、「志柿早稲收納」・「志柿收納行」のほか須子・浦・向地（肥後²⁾九州本土のこと）・福連木・富岡・小宮地・西目等の各地に行き計五十一日石本家のために勤め、歳末には百匁を渡されているのであつた。同様に寛政五・六年も勤めているようであるが、寛政四年の勤め方及び歳末の給付を前表と比べるならばその性格の酷似していることに気付くであろう。³⁾石本家では一般と同様に名子の子弟が年雇に入り込むことが屢々であるから、彼も名子層より出たのかも知れない。たとえ名子でなくとも長年季の年雇は名子に等しく、少くとも子方の一員であつたことは云うまでもあるまい。

世話人への給付は前表を見るに大体年末に「謝義」（¹⁾世話料）の外に木綿とか米などを「札」として与えるのが普通であつて、文化七年佐伊津村の利喜藏には

『午五月十八日と十二月廿九日迄

一、勤高十七日

此礼錢百目

午十二月晦日遣ス

外 糶 壹 俵

未 五月廿八日同断

五月廿八日

一、糶 四 俵

右者午春佐伊津村請地方ニ付、段々致心配、殊同人家内江此方々も參、彼是同人費ひ相直候ニ付、定式之礼者遣候得共、
段糶四俵遣ス⁴⁾

とあり、錢百目、糶壹俵を「定式之礼」としており、又各年代の世話料の事例をみれば普通に錢百目と糶壹俵と云うのが最も多い。勿論これらは年間随時に貸付を受け、従つて「貸方帳面引合」がなされるわけである。尙一日幾匁の計算による者もあるがその数は極めて少い（一般に名子の勤めはこの形態である）。尙、文化六年「田畑作得請取帳」の唐芋取立の項には

『同所（立花河内）
立花河内

一、〃（唐芋）七拾斤

亀 藏

但倉床・立花河内式ヶ所上取立世話料ニ遣ス

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

の如き事例もあり、右の場合は小作畑の上前(小作料)を一応定めながらも世話料として「無上前」としたわけである。⁵⁾ 前掲の「田畑等之手当」にあたるわけであろう。

以上を通じて云えることは、世話料は賃銀ではなく、子方の勤めに対する祝儀であり(「謝儀」もその意味か?)、「礼」であり、小作料免除に端的にあらわされるような恩恵であつたと思われる。そしてかゝる「家」内部の子方を駆使し、その恭順と奉仕によつてこそ天草全島に散在せる広汎な小作地の管理・収取が可能であつたのである。それは旧来の名子制度乃至親方・子方関係そのものではないが、石本家が自己の土地経営の拡大・発展につれて、その経営に適合するように自家の名子乃至子方を変容・順応化せしめて行つたものと推察されるのである。

註 (1) 石本家の名子について簡単には、前掲拙稿二一九、二二四頁。

(2) 夫々各年の日雇船方指引帳による。

(3) 以上は安永四年男女日雇覚より寛政六年に至る各年男女日雇帳・日雇帳等による。

(4) 文化八年、日雇船方指引帳。この引用史料には『但、午年(文政七年)帳面々入』とことわつてある。

(5) 文政二年に『従先年出入之者江無、作徳ニ而下作為致置候田畑是迄之通』とあり(内証方増減並積合)。こゝでの「出入」は前節臨時の手代よりも、もつと広い意味の子方一般をさすと思われるが、世話人も「出入」の一員として無作徳(小作料免除)の田畑を与えられるであろう。なお前掲小作慣行調査集成、下、六九九頁も参照。

〔4〕 納屋支配人・納屋定詰

以上世話人について窺つてきたのであるが、これと關聯して納屋支配人・納屋定詰（納屋定居）について触れておかねばならない。

前稿に僅かに触れたが天草全島にわたる石本家の小作地の経営・管理のために島内各地の要所に「納屋」を置き、そこには倉庫及び納屋付の相当広い土地がありその一部は直営もなされた。この納屋は各地域の管理や小作料・貸銀の取立及び小作料・取引商品の保管等をなし、石本家の経営上重要な拠点であつた。されば納屋支配人乃至納屋定詰（定居）を置き納屋の諸般の要務にあたらせたようである。納屋の存在は下田・益田・浦村・下津浦・亀浦が分つており、或は「中田收納場」・「楠甫收納場」も同様のものと思われるが、併し納屋の実情、その構造・運営等は未だ詳かでない。たゞ僅かに下田納屋については、納屋支配人・定詰等が断片的に窺えるので些か考察することとする。

前掲文政二年の史料（七四頁）によれば、順治と云う者に関して、『家内不残下田納屋江為引越、西筋地方貸鈔引受』けていることを知つた。右と同様なことは前述原田幸五郎氏の祖父良平も亀浦新田の「納屋」に勤め、納屋蔵の横の住家に、家族を引連れ移住したことがあつたと云う。それはともかくとして右の順治は「下田納屋支配²⁾」として元々や当主の弟と並んで小作料取立の一部門（下田納屋附新古田之分のほか七ヶ村）を受持つていたのであり、その地位も一般の世話人よりは高く、一定の地域の小作料・貸銀取立等を委ねられ、むしろ手代に近いものであつたと思われる。さればその手当も

『式 貫 目』

順治殿但当年も下田納屋詰中借用銭利分ニ引合相渡候事

3)

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

第二十二卷 第一号 一一九

とあつて、貳貫目を与えられ、それより借用分を差引かれていますのであつた。同じ頃（文化十四年）元々誠五郎が貳貫五百目であつたのだから、それに近い比較的高給の者であつたわけである。文政八年には同じく下田納屋に関して石本勝三郎（六代勝之丞）が記録せるなかに、

『 納屋支配人 毛利七郎
（五代勝之丞）
父君別段之口江引受ニ相成、納屋支配人
江者、毛利七郎為相請、…』

〔第 14 表〕

費 目	金 額
虫 追 入 用	錢 248
村々願成就入用手当	〃 350
下 田 氏 神	〃 15
收納方□其外飛脚、 日 雇 賃	〃 800
粃米仕立入用	〃 2,000
土 臼 4 口 代	〃 480
筆紙墨、味噌、醬油 家具、肴、野菜	〃 3,600
納屋修理手当	〃 300
糧米代（粃50俵）	〃 3,750
船 4 艘 作 事 手 当	〃 200
世 話 料	〃 2,720
秋合切 3 人世話料	〃 950
手 当 向 見 込	〃 2,700
計	〃 18,613*

〔備考〕 文政 11 年定式入用積帳により作成。

* このほか年貢及び新田修理手当は「別籙=いたし有之候」とある。

とあつて、竜町田組の中に長崎町中所持の田地及貸銀ありこれを長崎町乙名の相談に依り石本家が引受け、下田納屋の納屋支配人毛利七郎に小作料・貸銀の取立を委ねたことが窺われるのである。

更に文政十一年二月には下田

納屋について「定居四人・巷々年入用高」として、第14表のように入費が見つもられているが、納屋の事情・性格を或程度窺えるようである。即ち小作米を収納し粃米を仕立て、収納その他のため飛脚や日雇も雇い、運漕のため船もあつたわけである。また現地の村方との関係で虫追い、村々からの願、下田の氏神のための入費も見つもられている。そして納屋には定居四人が常住し、ために筆紙墨や糧米、その他（日雇その他の分も含めてはいるだろうが）が計上されているわけである。ともかく地主経営の一拠点であることが推察出来るのである。更に世話料の内訳を見ると次のようになってゐる。

『式貫七百式拾匁 世話料』

内	粃	五石	民蔵
	錢	五百目	同人
	同	五百目	亀作
	此高未申極無之候得共、右分ニ而可然候、		
	粃	式石	富永左源太殿
	"	五斗	与吉殿
	"	壹石五斗	権四郎
	"	五斗	小古江水門番
	"	五斗	文蔵

幕末期辺境における村方商人の手代と小作管理人

〃 壺 石

兵 藏

〃 五 斗

栄 助

九百五拾匁

力要惣
太 郎吉藏

右三人之儀者、秋合切之節指立、
尤要吉之儀者釜迄請切之積り

これを見ると世話料は夫々区々であるが相当数の世話人がいたわけで殊に前者九人の者は納屋所在地乃至近村の者であつたろう。姓をもつ者や「殿」をつけられたものは如何なる者であろうか。村役人級の者かも知れない。後者三人は秋の合切の時本家より「指立」てられるものであつたろう。ともかく納屋には定居が居住すると共に世話人を置き又御領よりも合切に遣したようである。

年代は遡るが天明七年（一七八七）の益田納屋に於ても安藏と半次兵衛兩人が「納屋詰居」とあり（他の箇所には納屋詰四人ともある）、納屋付の田の田植の諸費用の「出方覚」には『半次兵衛存よし』とか『安藏・半次兵衛存』と見えている。しかも同年度の定居・日雇としては全く日雇帳その他の史料に名を見出さない。これを以て推察するに各年納屋詰の者は日雇帳その他の帳簿に見えなくともその存在は充分に推定してよいのではあるまいか。

こうした納屋詰の者は必ずしも全一年間の定住ではなく前に窺つた秋合切之節遣わされる者のように収納期のみの者も

相当あつたと思われる。寛政六年には浦村納屋詰に新五郎・勝彌・安蔵、益田納屋に太四郎・小次郎・八三郎・次郎が居り、いづれも八月下旬より九月の収納期に各納屋に詰めているし、或は「堀の貞八殿」が九月に廿四日間益田納屋に行つている。⁶⁾(貞八の場合はその後閏十一月に西目行、十二月に三池行を勤め、翌年三月に靱沓俵・木緬沓反の世話料を与えられた)。文政十一年には「中田収納場」に於て『収納中定詰五人分』として三十五日分の米・味噌等の費用のほか五人分の日雇賃(五百廿五匁)及び『収納夫方百人賃』(三百匁)を計上し、同じく「楠甫収納場」でも、『収納中定詰十人分』の諸経費のほか、『収納夫方百六拾六人』の賃(五百匁)を計上しているのであつた。⁷⁾

ともかく納屋には納屋支配人・納屋定居乃至小作米収納期間中の納屋詰の者——恐らく御領の石本家よりその期間遣わされる者——が居り、日雇・収納夫等を雇い小作米収納を勤めたと思われる。

〔補説〕 石本家の下人が事に応じ、殊に作得米収納期の八・九月に各地の納屋に赴くことは各年の日雇船方指引帳に屢々見る所であり、その勤めの内容は未だ明らかでないが、合切・見分・収納等の補助ではなかつたらうか。

以上世話人について窺つてきたが石本家の地主経営に於て極めて重要な役割を演じていることが明かである。殊に一般の小作人に対する関係が如何なるものであつたか注意すべきであらう。此の点史料が全く不足なのであるが、一応石本家の立場に立つが、或点では小作人的立場にもあり、殊に彼等自身として中間收取者の性格をもつてはいなかつただらうか。

後日の研究に委ねるほかないが、聞取によると、後年に及び石本家の後退に伴い彼等の中から多数の小作人を擁する相当規模の地主に上昇した者があることは（たとえば伊津村の某家の如き）特に関心をもたざるを得ない。

註

- (1) 納屋は新田に多かつたように思われる。一括して相当面積の土地に統一ある管理・経営をしなければならぬから、当然こうしたものの設置を要したのである。
- (2) 前掲拙稿二〇七頁引用史料。
- (3) 文政二年、書出。
- (4) 文政八年、手元諸用控。
- (5) 天明七年益田役地田植諸入用牒。
- (6) 寛政六年日雇船方指引帳。
- (7) 文政十一年定式入用積帳。

四、あとがき

前にも述べたように、石本家は辺境^{トウガ}幕領天草における村方商人としてきわめて多面的乃至未分化的性格をもつていた。その特性は商業・高利貸資本の担い手たる点にあり、そのゆえに土地を集積・開発して作得^{トウガ}小作料收取に立脚する巨大な不耕作地主としても成長し得たのであり、また地主的商品生産の担い手ともなり得たのであつた。かゝる石本家の

経営はその経営組織・管理機構として本稿で述べた手代や世話人を当然必要としたのであるが、彼等は元々（惣元々）のものに密接な関連をもちつゝ、結集されていたのである。世話人が石本家の名子乃至子方より得られ、かゝる「家」内部の者たる彼等を支柱としてこそ天草全島にわたる小作地の管理・小作料の収取が可能であつたのであり、手代も単なる契約関係ではなく、石本家との間に主従関係の原則が貫いていたことはさきに明かにした所である。それは石本家の経営形態に適合する人的諸関係であり、石本家の経営が一応企業としての志向をもちつゝも、未だ家計と未分離の状態たる「家業」にとゞまり、明確な資本概念が成立せず、しかも企業への志向と雖も伝統的な営利追求の域を決して出でるものではなかつた。されば手代・世話人も「家内向」・「家内之者」として石本家の家權威のもとにあつたのである。私的従属関係を「家への従属」と「資本への従属」との二つの類型に分ち得るものとすれば、彼等は未だ前者に属するものと云わねばならないであらう。

しかも石本家の場合かゝる手代・世話人のみでなく、下人・下女・日雇・船方・名子・職人等を多数に従属・雇傭せしめつゝ、広汎な労働組織を基盤としてこそ経営が成り立つていたのであり、今後此の部面の解明を必要としよう。それは単に流通過程にのみ寄生する都市特権商人と異なる村方商人の性格を鮮明に打ち出すものであり、旧来の地主的経営とそれを基盤とする一定度の商品生産——生産への或程度、の積極性を認めねばなるまい。勿論それはその発展に伴い権力との妥協・結合を益々濃密にしてゆき、旧来の生産機構を温存し、支配し、利用しつゝ展開してゆくものであつて積極的な変革の担い手になるものではなかつた。

今後労働組織の面よりする石本家の解明はこうした面を漸次明らかにしてゆくであろうし、それは辺境地帯の村方商人の性格を、ひいては幕末期における生産と流通の一類型を示すことにもなり得よう。今後問題に譲ることゝして、拙い筆を一応擱くことゝする。

〔後記〕

小稿作成にあたり、石本勝之丞氏・同平八郎氏・原田幸五郎氏・松田唯雄氏・川上正英氏はじめ多くの方々の御厚誼を得たことを感謝する。なお、小稿は昭和三十年度科学研究助成補助金による研究の一部である。

石本家に関しては、小稿の中でも少しくふれたように宮本又次「天草石本家研究の意義と九州在郷商業資本の性格」、吉田道也「石本家略史」、服藤弘司「石本家と寛政八年の百姓相續方任法」、藤本隆士「石本家の土地経営」、篠藤光行「村方商人の性格と製蠟業」、大村要子「近世長崎に於ける貿易業」、秀村「石本家の経営形態に関する一考察」(以上、九大九州文化史研究所紀要第三・四合併号所収)、藤本隆士「近世天草における新田刈分小作」(宮本又次編、農村構造の史的分析、所収)、武野要子「薩藩琉球貿易と貿易商人石本家の関係」(宮本又次編、九州経済史論集第二卷、所収)の諸論文があるので、それらとの関聯のもとに小稿を読んで戴ければ幸である。